

# ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター

第37号 2015年11月

## *HEADLINE*

本号では、当財団が法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、神戸大学大学院国際協力研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター、早稲田大学法学学術院・比較法研究所と共催している実施する連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2015」の第1弾として、大阪梅田スカイビルで2015年5月31日に開催した、キックオフセミナーを取上げました。

第1弾のキックオフセミナーに引き続く第2弾のサマースクールでは、法整備支援やアジア法研究に携わる国内外の専門家による講演や講義を中心に、アジアの法と社会を学ぶ意味、研究方法論、研究史、法整備支援をめぐる理論動向、法律実務家がアジア法整備支援に関わることの意義など法整備支援について幅広く学ぶ機会を提供します。更に第3弾の学生シンポジウムでは、参加者がグループに分かれ研究・報告・討論を行うことにより、能動的にアジアの法と社会を学び、考える企画となる計画しており、参加者が、本企画に参加することにより、アジア諸国法研究や法整備支援の基礎知識、研究方法論を習得するとともに、次世代の若手研究者・実務家が出会い、ネットワークを形成する場となることが期待しているものです。

第1弾のキックオフセミナーでは、「多様なアクターによる法分野の国際協力の取り組みの最新の動向の紹介」のあと、トークセッション「現場を経験した研究者・法曹に聞く」で、実際に法整備支援に携われた専門家の方に、お話しをいただきました。学生さんを中心に約60名の参加があり、質疑応答も活発に行われました。

## (目次)

総合司会 法務省法務総合研究所国際協力部・検事 内山 淳

開会挨拶 名古屋大学 大学院法学研究科教授／法政国際教育協力研究センター長 小畑 郁…………… 3

### 第1部 法分野の国際協力とは？ ～多様なアクターによる取り組みの最新動向を知る～

(1) 法整備支援への様々なアプローチ ～法における国際協力への序論として～

慶應大学大学院法務研究科教授 松尾 弘…………… 4

(2) JICA の法整備支援

独立行政法人国際協力機構（JICA）国際協力専門員・弁護士 入江 克典…………… 13

(3) 法務省法務総合研究所国際協力部の活動紹介

法務省法務総合研究所国際協力部教官 塚部 貴子…………… 16

(4) 公益財団法人国際民商事法センターの活動紹介

公益財団法人国際民商事法センター事務局長 北野 貴晶…………… 18

(5) 法学教育・アジア法研究を通じた法整備支援

名古屋大学 大学院法学研究科教授／法政国際教育協力研究センター長 小畑 郁…………… 20

質疑応答…………… 23

### 第2部 法整備支援に携わるということ～現場を経験した研究者・法曹に聞く～…………… 26

・モデレーター：名古屋経済大学経営学部准教授 中村 真咲

・パネリスト： 慶應大学大学院法務研究科教授 松尾 弘

大阪地方検察庁・検事/元 JICA ラオス法整備支援長期専門家 伊藤 浩之

独立行政法人国際協力機構（JICA）国際協力専門員・弁護士 入江 克典

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士/

元名古屋大学日本法教育研究センター（ハノイ）法学特任講師 上東 亘

閉会挨拶 公益財団法人国際民商事法センター事務局長 北野 貴晶 …………… 45

## 開会挨拶・趣旨説明

名古屋大学 大学院法学研究科教授／法政国際教育協力研究センター長 小畑 郁

趣旨説明を兼ねた挨拶を申し上げたいと思います。次世代のアジア法研究者や法整備支援の担い手を育成するための連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野」も、今年で6年目となりました。この企画は6年前、当時の法務省法務総合研究所の教官や、本日もお越しいただいている慶應義塾大学の松尾弘先生、名古屋大学法学部の教員等が協働し、法学部の学生や若手法律家に、アジアの法と社会について自ら考えるきっかけを提供する企画としてスタートしました。

本企画は、法務省法務総合研究所国際協力部、公益財団法人国際民商事法センター、慶應義塾大学大学院法学研究科、神戸大学大学院国際協力研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター、早稲田大学法学学術院比較法研究所という、アジア法研究や法整備支援分野の日本を代表する機関が連携し、年間を通してプログラムを提供するというものです。その意味で、全国的に見ても、全ての学問分野を見ても、非常にユニークな取り組みであると自負しております。

本日のキックオフセミナーは、様々な立場から法整備支援の現場で活躍されている専門家の皆さんによるトークセッションを中心とし、アジア法研究や法整備支援に興味を持たれた皆さんへの入門編という位置付けです。法律家、アジア国際協力をつなぐ具体的なイメージを膨らませ、今後のキャリアパスを考えるきっかけになればと思います。

この連携企画では、1年を通じて三つの企画を実施しています。本日のキックオフセミナーは第1弾の企画です。第2弾として8月にサマースクール、第3弾として11月に法整備支援シンポジウムを実施する計画です。

8月のサマースクールは、法整備支援やアジア法研究に携わる国内外の専門家による講演や講義を中心に構成し、アジアの法と社会を学ぶ意味、研究方法論、研究史、法整備支援をめぐる理論動向、法律実務家がアジア法整備支援に関わることの意義などについて、幅広く学ぶ機会を提供しています。また、アジア諸国からの留学生との交流の機会を設けることで、アジア諸国に対するさらなる興味・関心と理解を深めてもらいたいと考えています。このサマースクールは、毎年名古屋大学で開催しているにもかかわらず、受講生の半分以上が関東や関西圏からの参加者となっています。それは、このサマースクールが体系的にアジアの法と社会について学ぶことのできる機会として、日本国内で唯一の場であるからだと思います。

11月の法整備支援シンポジウムでは、参加者がグループに分かれてアジア諸国の社会問題や法律問題について研究した結果をまとめ、報告を行っています。このキックオフセミナーやサマースクールで学んだことを踏まえて、具体的事例を通じて主体的にアジアの法と社会について考える機会を提供したいと考えています。

参加者は、この一連の連携企画に参加することにより、アジア法研究や法整備支援の基礎知識、研究方法を習得することができます。また、これらの企画では、次世代の若手研究者と実務家が出会い、友情を育み、長きにわたるネットワークを形成する場となることが期待されています。第一線で活躍する研究者や実務家から年間を通じて学び、同世代の同じ志を持った若者と大学や機関を超えて学ぶ機会は、将来の進路を考える上でとても貴重なものとなると考えております。

8月のサマースクールと11月の法整備支援シンポジウムについては、本日のプログラムの最後にご説明の時間を設けています。本日は11時までの半日のプログラムになっていますが、ぜひ積極的に質問をして、この機会を大いに有効活用していただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

以上で、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

## 第1部「法分野の国際協力とは？ ～多様なアクターによる取り組みの最新動向を知る～」

### 「法整備支援への様々なアプローチ ―法における国際協力への序論として―」

慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 松尾 弘

皆さま、こんにちは。慶應義塾大学の松尾と申します。私は2000年頃から、法整備支援の実践活動に本格的に携わるようになりました。ラオスを皮切りに、その後、ベトナム、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル等で、特に民法を中心とする法整備支援に関わってきました。最近ではラオスとネパールの民法典の起草の支援をしています。そういう活動と同時に、少し前から、社会の仕組みを法がどこまでコントロールできるのかという観点から、今でいう開発法学、law and development という学問分野に興味を持っています。ラオス等の現場に行く機会を得たので、理論と実践の両方に関わりながら、少しずついろいろな仕事をしています。とはいえ、この分野で成果を上げることは非常に難しく、自分としてこれをやったという成果はまだ何一つありません。本当に試行錯誤しながら、できることを丁寧にやっているうちに、もう15年たってしまったというのが正直なところです。

今日は、私以上にこの活動に関わっていらっしゃる専門家の方々のお話があるので、私はその前座として、法整備支援とは一体どんなものなのか、それを歴史的に、あるいは現在の世界の中に位置付けた上で、これからどういうことができるのかという観点から、序論的な話を少しさせていただきたいと思います。それが「法整備支援の様々なアプローチ」というタイトルを選んだ理由です。お配りしたパワーポイント・スライドのプリントアウト版（スライド1～24）に沿って進めて参ります。

### 1. 法整備支援のパラダイム変化

法整備支援は legal assistance といわれる活動を指しますが、法整備協力、legal cooperation という言葉も使います。1960年代くらいから活発になってきたといわれているのですが、現在に至るまで少しずつ、法整備支援のパラダイムの変化があったといわれています（スライド2）。1960年代から70年代にかけては、とりわけアメリカ合衆国がラテン・アメリカを中心に、法学教育に力を入れて国の民主化あるいは自由化を促進しようという動きがありました。

ところが、なかなかその成果が現れないということで、80年代からは特に立法改革を中心に法整備支援が行われるようになりました。特に80年代の後半からは、旧社会主義諸国あるいは移行経済諸国、東欧や現在のロ

シアにフィールドが移り、市場化のための立法改革へと法整備支援の重点が移ってきました。

しかし、法律を作ったのだけれども思うように発展しないという国もなお多く、おそらくその原因は他にあるのではないかということで、90年代からは、法律だけを見ては不十分で、国家の仕組み全体の中でその法律が果たしている役割を考えようという視点の転換が現れます。それが国家統治全体の中で法改革を考えるという視点で、いわゆる良い統治、good governance が注目されるようになりました。その統治の仕組みの一つの柱として、裁判所を中心とする司法制度があります。とくに司法の独立をはじめとする司法制度の改革に力を入れようという動きが顕著になってきました。

他方で、良い統治を構築するためには、政府の側、つまり、良い政府だけではなく、市民の側の能力強化や知識の普及、参加も重要であるということで、良い市民の養成、良い市民社会の構築の重要性も意識され、市民社会の強化に力を入れるような動きも出てきました。さらに、良い統治の観点からは、政府や市民社会だけではなく、企業その他の民間経済部門も巻き込んで、政府と企業が協力しながら法整備や法の実践を行っていく必要があるのではないかということで、最近では private-public initiative あるいは政府と企業（と市民社会の）ハイブリッドという形態での法整備支援も見られるようになりました。

このように、重点がだんだん変わってきた中で、かつての法学教育や立法の重要性がなくなってしまうわけではないのです。が、それも大事なのだけれども、より大きな統治というコンテキストの中で法整備支援を考えようという動きは、一つの共通理解になってきていると思います。

その全体のイメージをご説明します（スライド3）。例えば国家Aの中の政府、市場、企業、市民社会が、それぞれの要請を実現し、かつ相互の要請や活動とのバランスを図る一つのツールとして、法制度を整備することが、良い統治をつくり上げてゆくためのきっかけなしベースになるのではないか。そのために、他の国との間で法整備支援、あるいは法整備協力をするという動きが出てきていると思います。

国家間での法整備の支援や協力が頻繁になってくると、必ずしも一方的な支援をする・されるという関係だけではなく、相互にいろいろな情報のフィードバック等が出てきます。国家Aと国家Bの関係だけではなく、いろいろな国との間で法整備の協力や情報交換が行われるようになってきます。それを通じて国際社会全体の中に一つの秩序のようなものを構築していくことが、法整備支援が暗黙のうちに展望している理想像ではないかと、私は思っています。

これがそう簡単に実現するものではないことは、われわれはよく知っています。しかし、世界全体を統括するような世界政府を構築することは、実現困難であるだけでなく、カントがいうように、必ずしも良いとは限りません。グローバル化が進み、その中で多元社会の認識が深まってくると、お互いの国家の歴史や文化や宗教や民族の誇りをお互いに尊重しつつ、共存することによって平和を維持する世界が、展望すべき国際社会像といえるでしょう。そのために、一つ一つの国家が少しでも統治を改善し、お互いに自立を支援し合う中で国際社会の紛争や無秩序を、より秩序ある平和な方向に動かしていくことが、法整備支援が最終的に展望している目標ではないかとイメージしています。

## 2. 法整備支援の様々な形態

法整備支援の活動内容として、具体的に何をしているかをご説明します(スライド4)。パラダイムの変化とともに、様々な法整備支援の形態が登場してきました。法整備支援で一番イメージしやすいのは、恐らく法令の整備(タイプⅠ)です。これは確かに重要なポイントです。しかし、あくまでも出発点の準備にすぎません。

つまり、法を整備しただけでは不十分です。実際に法令を運営する立法、裁判、執行機関の組織をつくったり、人材を養成するための法曹教育をしたり、あるいは腐敗防止の措置を取ることも、法整備支援の重要なコンポーネントです(タイプⅡ)。

タイプⅠとⅡは、どちらかという政府の側に関係する話ですが、市民社会の能力強化(タイプⅢ)も大切です。ここでは、より一般的な法知識の普及や、法への様々なアクセスの改善が課題になります。単に法律家に相談したり、裁判所に訴えたりするだけではなく、非公式の紛争解決の仕方等も含めて、法システムへのアクセスが現実に拡充していくということも、法整備支援の重要な要素になります。そのためには、初等・中等教育の段階での法学教育や一般市民向けの法教育も必要になってくるでしょう。

さらにタイプⅣとして分類したのは、もう少し間接的な、ベースになるような部分の支援です。法律の辞書や教科書、法令集を作ったり、判例集や法情報へのアクセス・システムをつくるなど、一種のインフラ整備も重要な要素です。さらに間接的に、こういった支援をするための社会の歴史や慣習を調査し、プロジェクトの前後でその変化をモニターすることも非常に大事な要素です。

このようにみえてみると、法整備支援とひと言でいいますが、これら全てのことが法整備支援の中に入っていることを意識する必要がありますし、恐らくこれだけではありません。もっと間接的なものも、法整備支援活動の中に入れていいのではないかと思います。

こうして様々な方法で法整備支援が行われているわけですが、日本の国際協力機構(JICA)と法務省法務総合研究所の国際協力部(ICD)が中心になって進めている、政府による法整備支援を少しご紹介します。法整備支援は、通常は政府開発援助(ODA)の一環として、政府の政策として行われています。法整備支援に携わっている各国の政府が採用している様々な政策の中で中心になるのは外交政策と開発政策で、場合によっては通商政策も絡みます。その中で法整備支援がどれだけのウェイトを占めているかは、国によってかなり違うということを最初に確認したいと思います。

法整備支援に特化した予算や人材の投入のデータを収集するのは難しいので、法整備支援を含む民主化やガバナンス改善、人権の状況の改善など、統治改革に関連するようなメニューの予算を足し合わせて、それがODAの中でどのくらいの比重を占めているかを研究した資料から、確認してみたいと思います。少しデータが古いのですが、2003年と2004年の各国の法整備支援を含む統治改革の予算を比べてみます(スライド5)。データとしての正確性にも問題がありうるので、注意してください。というのも、ここに入っていない法整備支援関連のメニューもたくさんあると思いますし、逆に、場合によっては非常に間接的なものでここに入っているものもありえます。

法整備支援の比重が高い順に、スウェーデン、デンマークからオランダ、フランスと並んでいます。まず確認していただきたいのは、法整備支援の比重そのものが相当に違っていることです。各国の政府が、法整備支援をはじめとする統治改革のための支援にどれだけ力を入れているかについて、スウェーデンは対ODA

予算比率 17%であるのに対し、フランスは1%というように、法整備支援の捉え方に大きな違いがありそうです。

もう一つ気が付くことは、法整備支援に力を入れている国は北欧諸国が多いことです。しかも小国です。それが何を意味するかを考察することは有意義です。スウェーデンやデンマークは人口や経済規模でいえば非常に小国であるにもかかわらず、国際社会の平和や安全への貢献という意味では、相当に大きなプレゼンスを示しています。一つの国の中でどれだけのものが生産できるのか、どれだけの人が養えるかを考えると、これらの国が生産しているものは非常に限られています。しかしながら、これらの国は、高度な技術と知識集約的な産業によって生み出された商品や情報を持っています。それを交換して国の存立を保つ必要がある。そのために、統治支援に10%を超える予算を注ぎ込んでいると考えることができます。

特にスウェーデンとデンマークは、いろいろな国の法整備支援活動で一緒になることが多くあります。この国がスウェーデンとどういう関係があるのかと思うようなアジアの国々において満遍なく活動していて、しかも常にやり方を考えています。ルーティンに陥ることがないのです。恐らく皆さんもそういう場面に当たることがあると思いますが、非常に考えさせられます。

これは取りも直さず、日本がこれから法整備支援をどのように位置付けていくべきかを考える上で、非常に重要な、考えさせられるポイントかと思います。

### 3. 日本による法整備支援への資源投入

日本の ODA 予算に占める法整備支援の割合は、ガヴァナンスも含めて、額としては恐らくかなり小さなものではないかと思います。今後もう少し正確にデータを蓄積していく必要があると思いますが、今年2月に法制度整備支援の評価報告書が発表されました。その資料に基づいて若干概観してみます(スライド6, 7)。これは参考文献にも載っています。

日本の法整備支援は1996年12月のベトナムから始まって、プロジェクト期間が2018年7月まであります(スライド6)。この22年間で一体どれだけのお金を注ぎ込んだかということ、約145億円です。そこには人や技術・知識があるので、もちろんお金で換算できる話では全くないのですが、あくまでも最低限の一つの目安として一体どの程度の活動をしているのかを示す手掛かりとして理解しています。非常に大ざっぱな話ですが、1年に換算すると7億円弱ぐらいのプロジェクト予算を使っています。

恐らく、ここには入っていない法整備支援予算や、各省庁独自の法整備支援に関連する何らかの予算がありえます。予算の処理の仕方が各省庁によって違っていることもあると思いますので、ここに載っていないものが結構あると思います。そのこともすべて考慮に入れて、大体の目安として1年間で10億円弱ぐらい、これらの国に対する法整備支援をしていると予想することができるでしょう。このデータでは、大体の相場観を確認していただければと思います。

1年間でどれぐらいの予算を注ぎ込んでいるか、年間の投入額別に相手国を並べ替えてみると、日本の力の入れようがある程度分かるかと思います(スライド7)。ただ、短期間に集中的に、特定の政治目的で予算を投入する必要がある国もあるので、単純には比較できません。もっと長期で比較しないと意味がないとも思いま

す。が、例えばベトナムや中国、パレスチナなどの地域に対してもこれだけの支援をしています。と同時に、法整備支援の前線がどんどん広がっているということも知る必要があります、日本の外交政策、開発政策、環境政策の中で法整備支援がもつ意味について、これから考えていく材料になるのではないかと思います。

以上、現在の法整備支援がどういうメニューで、どういうコンポーネントを持って、どういう機関がどういう所で行っているかをざっと概観しました。後ほど議論等をする機会があればと思います。

#### 4. 法整備支援の歴史的コンテクスト

法整備支援というのは、人間社会の長い歴史の中で一体どのように位置付けられるのでしょうか。これについて私は、法整備支援が人間社会の発展に従って拡大する、必然的な現象ではないかという思いを強くしています（スライド8）。

I～IVの四つに歴史段階を分けると、われわれは現在恐らく第IV段階で法整備支援の活動を認識していると思います。東西冷戦が終結して社会主義経済が市場化し、独裁国家の民主化も問題になっています。旧ソビエトとアメリカの国力の均衡を背景とする国際秩序が崩れたことで、経済停滞や内戦等に苦しんでいる国に法整備支援をし、各国の統治改革の一環として法改革を行うことが、われわれの目の前に見えている法整備支援の前提条件かと思います。

そういう所で活動していると、恐らくすぐ気付くことがあると思うのです。つまり、これはもっと根が深い活動なのではないかという感覚を持つことがあります。その理由は、一つには、先ほど挙げたベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーなどは旧植民地で、伝統的な制度が、植民地政府が持ち込んだ制度によって断絶し、制度的な空白が一瞬にして生じたような状況が起こります。その不連続面は、植民地統治の間にも治癒されず、場合によっては拡大し、それらの国は独立後もその制度的空白をいまだに抱えています。そこから植民地前の元の状態に戻るわけにもいかないし、完全に自分たちになじむような法律が新たに整備され、実施されている状態にもなっていません。この中途半端な状況をどうするのだ、という問題が解決されないまま、今日に至っています。第III段階の問題と第IV段階の問題がミックスして生じている状況の中で、私たちは活動していると認識すべきかと思います。

しかし、さらに遡ると、ある国の法制度に他の国の法制度が影響を与えること自体は、決して異常な現象ではありません。たしかに、植民地政府が法律を押し付けたことには非常に悪いイメージがありますし、実際多くの問題を生じたでしょうが、中には対象国の政府の役人が意識的に取り込んでいる外国の法制度もあります。自分の国の中だけで法律や制度をつくって完結するのは、むしろまれなのかもしれません。他の国の制度が混じり合って、より良いものを採り取って、あるいは自国の伝統的なルールとミックスして、より良いものをつくり上げていくということは、自然な現象かもしれません。それを法の継受（the reception of law）という現象として捉えることができるのではないのでしょうか。

これはヨーロッパでのローマ法の継受、ヨーロッパ法のアジア、アフリカ、アメリカへの継受と、異なるケースで紹介されている現象です。一つは、統治を確立するという政治的な目的や、商取引に便利なルールを導入するという経済的な必要とともに、より重要なのは、学問的、理論的に優れたルールが導入されるという現



象が、歴史的には連綿と続いてきたのではないか。一種の法の学問化や合理化といわれる現象です。

私たちが法整備支援の現場で「この方がいいのではないか」、「いや、それは理屈が合わない」等々と議論してやっている中で、参加者全員が「確かにそうだな」というある落ち着きどころに到達する場合も時々出てきます。その納得感みたいなものは、もしかすると、より良いルールに向かって改善していくという一つの継受現象が起こっているのかもしれませんが。この点の重要性はこれからさらに考えていきますが、そういうことを意識してもいいだろうと思っています。

さらに遡ると、紀元前3世紀頃のギリシャやローマでは、いろいろな民族が入り乱れて取引や戦争をしていました。その国家法の中の共通部分が万民法という形で抽出され、最初はある国にいる外国人に適用され、次第に自国民にも適用されて、最終的に共通法かするという現象がありました。万民法（*ius gentium*）の形成です。これは国際法ではなくて、国内法の部分的共通化です。実は、現代でも各国の民法、その他の国内法改革においてそれと同様の現象が起こっていますが、法整備支援でもこれと同じような現象が起こってきています。歴史的には、例えば、所有権の移転のシステムとして、かつては儀式を伴う面倒くさいことをやっていたのに、それをシンプルな引渡しにしたことは、万民法として出てきたといわれています。

このように、異なる国の間で、各国の国家法の中に共通部分が出てくるという現象は非常に古くからありますが、そこまで遡った歴史的視野の下で法整備支援を見てみると、実は長い歴史のある一局面にわれわれはいるのかもしれませんが。そういう自分たちの立ち位置を確認することも、これから継続的に活動していくためには有用かもしれないと思います。

## 5. 法整備支援において考慮すべき要因

以上のことを踏まえて、法整備支援において考慮すべき要因として、思い付いたことを挙げてみました（スライド9～11）。一つは、法というものの中には各国固有の伝統や歴史を反映したルールがあるわけですが、それと同時に、他の国の法との共通部分、その限りで、ある法の普遍性みたいなものがあるのかということです。そして、法が外国でつくられたにもかかわらず、他の国に強制的でなくとも伝播したりする現象の本質は何なのか、その際に、一種の法の理論化は起こるのかということが問題になります。

もう一つは、植民地支配を受けた国で、宗主国が持ち込んだ制度と既存の制度との断絶が起こった場合においても、実は断絶や制度的な空白が生じたままではなく、そこを埋めようとする努力が連綿と続いてきたのではないか、そうした目に見えない治癒の努力は多くの場合にインフォーマルな形で起こっていますが、それをしっかり汲み取らなければならないという気がします。そして、その際に、法整備支援とは、相手国の国家統治を改善するために法を使って制度を改革していく一つのきっかけを与えることに過ぎないのではないか。そうすると、一番注目すべき点は、本当に制度は変わるのか、変わるとすればどのように変わるのか、何ををもって変わったと言えるのかということへの謙虚な反省です。

いろいろな局面で、制度の変化を考えてみます。法律を作る、あるいは行政官や裁判官や検察官等の公務員が新しい法律に習熟するだけでなく、国民の間に、より広い一種の盛り上がりというか、熱のようなものが起こってくる瞬間があるといわれています。それをいかに敏感に感じ取って、人々の熱や要求に一步先んじて

何かを提案するかということが、現実の制度変化に結び付いていくのではないか、歴史的に見てもそういうことが起こったのではないかというのが、制度変化について検討する際の一つのポイントです（スライド10）。

最後に、法整備支援が最終的に展望していることとして、一つでも多くの国に良い統治を構築することを通じて、その国の発展のみならず、他の国との相互協力をも促し、無秩序の地域・状態を今より少しでも減らして、地球的な統治（global governance）の実現・維持に向かって法整備支援を行っていくということも考えていく必要があります（スライド11）。これについては、後ほどもう一度触れる機会があると思います。

## 6. 主要国の法整備支援の特色

法整備支援では、いろいろな国が、いろいろな目的で、いろいろなことを行っていますが、どのような特色があるのかを知っておくことも必要かと思えます（スライド12～ウ14）。分類の仕方としては、法整備支援の基本政策の違いや取組み体制、法整備支援自体の方法論、国際協力の中の位置付けなど、いろいろな観点があります。

最近の研究で、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、EUなど、ヨーロッパの主要国の法整備支援がどのような特徴を持っているかを比較したものがあります。一つは支援の推進体制の違いです。中央政府がどれだけ統制して法整備支援をしているのか、それとも分散しているのか。もう一つは、どのくらいの機関が法整備支援に関与しているかです。一つや二つの法整備支援に特化した機関がやっているのか、もっとたくさんの機関がやっているのか。それから、どれくらい専門性のある機関が法整備支援に携わっているのか。これらはいずれもかなり多様だといわれています（スライド13）。

その強さを高中低に分けると、対照的なのはフランスとアメリカです。アメリカは中央統制が弱く、いろいろな政府の機関が法整備支援に関わっていて、民主化やガバナンス改善を含む広い意味での法整備支援に関与しています。たくさんの機関がそれに携わっています。その一方で、各機関の専門性が非常に高く、例えば法整備支援ユニットを設けているところも少なくないといわれています。

他方、フランスは外務省が中心になって、外交政策の一環として法整備支援をしっかりとコントロールしています。機関の数は非常に少ないけれども、法整備支援に特化しているわけではなく、より一般的な目的の中で、フランスの外交政策はとくにフランス語を話す諸国との関係を重視しているという特徴があります。この二つの国の間に、イギリス、ドイツ、EUなどが位置付けられます。

法整備支援の方法は、押し付け、条件付け、社会化（socialization）と多様で、社会化は知識と能力養成が中心です（スライド14）。現在は、政府間で知識・能力養成について協力をするのが主流ですが、第2次的に、支援国の国家の政策に従って、例えば民主化を進めることによって予算を付けるというようなこともしています。とくにEUなどは、法の支配（rule of law）の状況がしっかりしていることを加盟条件にするなど、しっかりと条件付けをして支援しています。

今どき強制などあるのかと思われるかもしれませんが、安全保障に絡むような軍事や警察に関する制度改正については、かなり強い要求をして、その代わりこれだけの予算を付けるという、ほとんど強制に近いやり方もあるといわれています。ただ、数は非常に少ないです。こういうやり方も含めて考えると、お互いに協力し

て知識を共有しながら進めるだけではなく、条件付けをしたり、中には強い態度で臨んだりするということがあります。

## 7. 日本の法整備支援の特色

日本の法整備支援の特徴はどのようなものか。Nicholson and Kuong が分析した最近の研究があります（スライド15）。少しずつ進めていく漸進主義（incrementalism）や比較法重視、多様な専門家の関与、柔軟なサイクル調整、自助努力の強調などがあります。それから、予算上は結構制約されていますが、人間関係を重視し、謙虚さ（humility）、自分たちの国が一番良いとは言わずに、相手の立場を尊重しながら支援しているという特色があります。

それと同時に、いくつか批判もあります（スライド16）。一つは、要求水準を下げ過ぎているのではないかということです。相手国の伝統や現状を重視するのはよいが、ある意味で欠陥のある、あるいは問題のあるルールでも、取りあえずよしとしているのではないかというものです。もう一つは、被支援国に ownership を付与して自分たちは協力するとはいつても、実際のところ相手国によって ownership が取れているのかという批判もあります。

これに対しては、いくつか回答可能だと思います（スライド17）。一つは、われわれはある時期に法整備支援をして、これで法改革が終わりとは考えていなくて、あくまでもそれは一つのステップで、常に動いていると考えてやっているわけです。相手国になる各国が現行法制度を運用をしながら、必要に応じて変えていく、それを支援しているわけです。その際には、うまく運用しやすい、変えやすいルールがいいと思ってやっている面もあるでしょう。もう一つは、関係者みんなが理解することを前提にしています。分からないもの、必要性が感じられないものを作ってもしょうがないと感じています。それから、試行錯誤のプロセスをも重視しています。私たちは失敗自体からも学びうるのです。もう一つは、関係者の内側からの盛り上がりを感じながら、それを非常に大切にしていっています。その結果、このような批判が出てくるのもやむを得ないと思いますが、そこはもしかすると理解不足や認識のギャップがあるような感じもします。

ここでやや唐突ですが、吉田松陰の例を出します（スライド20）。法整備支援に取り組んでいて私が一番感じるのは、今ここでやっていることが国民の間でどれだけ盛り上がり、受け入れられるか、熱を持ち得るかということです。松陰が、幕藩体制から明治政府に変わっていく、その制度変化が日本に起ころうとしていたその時に指摘していたのが「草莽崛起の人」を頼りにするというので、民間の志のある人の力をどれだけ活用できるかが、日本が制度改革をしていくときに非常に重要だということです。

その際にキーワードになったのが、フレーヘッドです。ドイツ語の Freiheit、英語の freedom（自由）の概念が普及し始めたらしいのです。当時は、国家の独立の下の自由といわれていたそうです。その時の人たちは、いつか自由を勝ち取って、日本の独立をどのように実現し、その中で制度改革を実践していくのかという盛り上がりがありました。私たちの歴史も、それを裏付けているのではないかという気がします。

## 8. 法整備支援と世界正義

最後に、global governance を目標にして法整備支援を展望するとき、国際正義や、さらに一步進んで世界正義というものがあるのかという問題があります(スライド21)。参考文献として挙げている、小畑先生が最近お書きになった論文に、非常に私は感銘を受けました。大上段に構えた世界正義をもって、それを実現するための法整備支援というものは非常に難しく、それはなかなか受け入れられないかもしれません。ですが、自分たちが直面する問題について何が正義なのかを一つひとつ確かめていくと、小さな糸を紡ぐようにして正義の共通の理念というものを生み出すことができるのではないかと、そういう一種の決疑論的(casuistic)なアプローチとも言えるかと思いますが、これを考え続けることがとても大事だと思っています。

ちなみに5月の中ごろに、エジプトの法務大臣が辞任しました。ごみ収集者の子供は裁判官になるべきではないと発言したからです。彼は本気でそう考えていて、それは差別というよりは、ごみ収集者の子供に裁判官というきつい仕事をやらせるのは気の毒だ、無理だろうということなのです。法学教育をするのはいいけれども、裁判官というのは身分が高過ぎても低過ぎてもいけないという彼の本心を一瞬吐露してしまい、それで批判を浴びて辞任しました。

これに対し、そういうことは不平等である、人間の間に価値があらかじめ決められているのはけしからんと批判して更迭するだけでは、それでけんか別れになってしまいます。必ずしもエジプトの事態が好転しているとはいえないかもしれません。こういう正義感覚の相違をどのように克服して、われわれがこの事件から感じ取る違和感を、時間をかけてでも確実に、実際に取り除いていけるのでしょうか。両者の言い分やその背景を十分に汲み取ったうえで、いろいろ事情はあるかもしれないけれども、ひとまずこういう解決法もあるのではないかと提案をしていくという関与を粘り強く繰り返すことしかないだろうと思っています。そのためにも、法整備支援のいろいろな成果をお互いに共有し、フィードバックし、ネットワークをつくっていくことが、一つのポイントになると思います。

最後に、今後皆さんは法整備支援に様々な形で関わることになるかもしれませんので、その関わり方について考えてみたいと思います。法整備支援に対しては様々な関わり方、アプローチが可能ですが、いくつか主要なコミットメントのあり方があると思います(スライド22)。一つは参加者としての立場です。法整備支援にはいろいろな形があり、いずれもたくさんのコンポーネントのごく一部だということを実感しつつ、その中の一つに自分も実際に入って、いろいろな関わりを持ってやってみるということです。もう一つは観察者です。客観的な第三者としての立場から、対象を絞って、科学的、実証的、客観的、批判的に法整備支援を見ることも大事だと思います。

参加者の立場と、第三者の立場で客観的に冷静に見る立場の両方が必要で、その間でうまくコミュニケーションを取る必要があります。場合によっては自分が両方の立場に立つかもしれません。自分を一瞬客観的な立場に置いたり、実際にプロジェクトに踏み込んで、その中で検討してみたりする、その両方が必要です。

スライド23の参考文献欄に紹介した高野さんは文化人類学者で、インドネシアの慣習法(アダット)と法律の関係が非常に複雑・密接で、相互間のフィードバック関係があると分析しています。こういう関係がどの国にも存在することを十分に理解することは、法整備支援に興味をもち、何らかの形でそれに関わろうとする者にとって有用です。20年くらい前は、法整備支援を一生懸命やっている人に対して、それはアメリカの市場

主義者の手先だという批判があり、参加者としての立場と観察者としての立場が対立している部分がありました。しかし、それは不毛な対立です。批判はとても大事です。それを謙虚に受け止めて、法整備支援の現場に反映していく。そのためにも、お互いにフィードバックができるような見方が重要です。つくる法律と存在する慣習法との間に、どういう複雑な相互のやりとりが出来上がってきたのかを見る視点が非常に大事です。その視点が二つの立場を架橋することになると思います。

非常に雑ばくな話でしたが、法整備支援とは何なのか、歴史的に見るとどういうところに位置付けられるのか、今後われわれは何を目標にして、どういう立場でそれに関わっていけるのかについて、一つの手掛かりがつかめるようであれば幸いです。ご静聴ありがとうございました。

## 「JICA の法整備支援」

**独立行政法人国際協力機構（JICA）国際協力専門員・弁護士 入江 克典**

弁護士の入江と申します。よろしくお願ひいたします。私の方から 15 分程度、「JICA の法整備支援」と題してご説明させていただきます。お手元に JICA から配布した資料が 3 点あります。「JICA PROFILE」という 1 枚紙と「JICA's World」「JICA の法整備支援事業」の 3 点です。いずれもよくまとまっているので、ご参照いただきながらご拝聴いただくと幸いです。

まず JICA とはどのような組織なのか、簡単に申し上げます。これについては先ほどの「JICA PROFILE」という資料をご参照ください。一言で申し上げますと、政府開発援助（ODA）の実施機関ということになります。ODA には、大きく分けて国際機関への資金拠出を通じて行う多国間援助と二国間援助の 2 種類があり、二国間援助の方を JICA が一元的に担っています。

「ODA を通じたソフト及びハードインフラ整備を通じ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じてわが国の安全と発展の確保に資することを使命とする」ということで、国際社会の平和と発展への貢献と、わが国の安全と繁栄の確保の 2 点が使命とされています。開発協力大綱という文書が今年 2 月に閣議決定されていますので、より知りたい方は、そちらをご参照いただければと思います。

JICA は世界で約 100 カ所の拠点を有しており、各地で幅広いエリアにわたり専門家を置いて、現地での確かつ迅速に支援ニーズに応えるという意味で、現場主義の理念を取っています。現場で出てきたニーズに直接応えていくという考え方です。

続きまして、法整備支援とは何かについてご説明します。法整備支援とは、途上国が行う法・司法改革への自助努力に対する協力であると記載しています。先ほど松尾先生のお話にもあったように、「法整備支援」という言葉からはルール・法令の起草のイメージを持たれるかもしれませんが、それにとどまりません。ルールの整備に加え、法運用組織の機能強化および legal empowerment の 3 本柱を中心に、それを支える人材育成という形で支援しています。

法運用組織の機能強化とは、ルールの運用を担う組織の機能を改善することです。legal empowerment は、市民社会の法的知識や能力を改善したり、市民と司法制度とのアクセスを改善し市民に利用してもらった

りすることです。これらについては後ほどもう少し詳しくご説明します。

JICA の法整備支援では、支援者のニーズに合わせて現場で支援を行います。ただし、支援には終わりがあります。支援が終了したら、自分たちの手でより良い制度や法令を作っていけるようにしなければ、根本的な支援にはならないのではないかというのが JICA の考えです。自助努力に対する協力とは、そういう意味です。そのようなアプローチの仕方を capacity development (approach) と呼んでいます。

JICA の法整備支援の特徴の一つ目として、capacity development があります。支援国が最終的に自分たちで法令を整備していけるような人材および組織を築いていくことを究極的な目標としています。松尾先生のご著書には、テーラーメイド型の支援という表現があります。法整備支援という既製品を当てはめるだけではなく、その国の文化、風習等に合う法整備をしていく。その際には、ownership を尊重し、対話と共同作業に基づいて実施していき、その作業を通じて、最終的には能力を向上させるようなアプローチを取るとというのが、JICA の特徴となっています。

二つ目は、オールジャパンでの支援体制です。諸外国の例を見ると、各関係機関が縦割りで横のつながりが弱く、それぞれが独自に支援しているということもあろうかと思いますが、JICA はオールジャパンで支援するという体制が、各関係機関の皆さまのご協力によって実現しているというのが二つ目の特徴です。

三つ目は、日本の法継受の歴史に基づく支援です。ご存じのように、日本は明治維新のときにフランスやドイツの法律から学び、第二次大戦後はアメリカの法制度を受け入れて、日本の国民性や文化・社会の実情に合った法律を作ったという経験があります。この経験は日本の強みになっていると法整備に携わっていて実感しています。他のドナーや支援機関を見ると、画一的・一元的に、自分たちの正しいと考える法律を押し進めるようなところがあるかと思いますが。一方、日本は大陸法と英米法が入り交じって構成されているというバックグラウンドがあり、支援を受けた経験もあって、それを日本の強みとして支援を行えているという状況にあります。

ここで、以上3本の柱と人材育成の具体例を見たいと思います。まず1本目のルールの整備支援について、幾つか支援した法令を記載しています。支援体制としてはオールジャパンであり、国内の支援委員会や法務省の皆様と協働し、現地に専門家を派遣して、相手国の関係機関と直接折衝して協議し、合意していくというプロセスを取っています。ここで重要なのが対話と共同作業で、一緒にやっていく中で、相手の国が自分たちで作るような体制を整えていきます。

支援した法令としては民事法の分野が多いです。計画経済から市場経済に移行するに当たり、民法や民事訴訟法などの基本法の起草支援を中心に行う機会が多くありました。最近のトレンドとしては、ビジネス環境整備ということで、企業法や投資法、知的財産法などについてもアプローチしていています。

次に、2本目の柱である法運用組織の機能強化です。例えばモンゴルでは紛争解決機関としての調停制度の導入をモンゴル全土の裁判所に展開・普及する支援を実施し、多くの人が柔軟な紛争解決を受けられるという状況が築かれています。

3本目の legal empowerment では、市民による法律・司法制度へのアクセスを可能にすること、および市民の法律知識向上のための情報普及を行っています。例えば、市民の法律サービス窓口としての弁護士会機能強化

の支援をカンボジアで行っています。他にも多くの国でいろいろなことを行っているのですが、お手元の資料などをご参照いただければと思います。

これまで JICA の法整備支援の特徴を見ていただきましたが、現在のトレンドについて若干補足いたします。JICA は、1996 年のベトナムへの支援を皮切りに法整備支援を開始しました。当時は市場経済化支援を契機とした法・司法制度づくりへの支援として、ベトナム、ラオスなどを中心に、民法、民事訴訟法などの基本法を支援していました。その後、カンボジアやネパールを中心とした紛争影響国における法整備支援にもコミットし、近時は、ビジネス環境整備に関わる法整備支援ということで、企業法や投資法にもコミットしています。さらに、地域という観点では、アジアにとどまらず、広くアフリカなども視野に入れた支援を実施しています。

一つ、ベトナムでの具体例を示したいと思います。ベトナムは JICA の法整備支援の歴史が一番長い国で、法整備支援にとどまらず、人材育成やインフラ整備を中心に、国を丸ごと支援するような形を取っています。その中で、政策対話や開発協力借款など、他の支援方法と組み合わせることによって、法整備支援をより実効化できているのではないかと考えています。

以上、JICA の法整備支援について簡単にご紹介しました。最後に、今後、学生の皆さんがどのように法整備支援と関わっていくかについて、何点かご紹介させていただきます。

最初の 3 点は JICA がご提供しているものです。能力強化研修は、例年 8 月の最終週に開催しています。今年も開催する予定ですので、ぜひご検討いただければと思います。その他にも、インターンやジュニア専門員など、いろいろな形で法整備支援に関わる機会をご提供しています。PARTNER は、JICA に限らず、国際協力に関与したい方が登録することで、国際協力機関からアプローチを受け、機関で働く機会を得るサイトです。ぜひご覧いただければと思います。

次の 4 点は、日弁連の国際交流委員会が中心に提供しているものです。1 点目の国際司法支援登録弁護士制度は、司法支援登録をすることによってメーリングリスト等を通じて適宜情報が入ってきます。どこから情報を得ていいかわからない状況があると思うのですが、弁護士になってからはこのような登録制度があります。2 点目、国際司法支援センターの活動への協力は、弁護士会の中にある司法支援センターを通じて法整備支援に関与することができるというものです。3 点目、国際分野のスペシャリストを目指す法律家のためのセミナーは、法整備支援にかかわらず、国際機関で働きたい弁護士や法科大学院生、法学部生などを対象にして開催されるものです。これは例年 8 月末の土日に開催されていると思います。4 点目の次世代の国際司法支援を担う弁護士養成研修も、国際交流委員会が主催する研修となっています。弁護士になってからは、こういったものにご参加いただけます。

最後の 2 点は、皆さんご承知だと思いますが、今回のキックオフセミナーのような大学等各機関の企画、講義などに積極的にご参加いただければ、法整備支援について学ぶ機会が多いかと思います。

最後に、今お話ししたことをまとめたスライドを掲載しましたので、振り返るときにご活用いただければと思います。それから、JICA のホームページに法整備支援のポータルサイトがあります。今まで作成された報告書などもまとめられているので、より詳しい情報をご希望の方はこちらをご覧くださいと思います。ご静聴ありがとうございました。

## 「法務省法務総合研究所国際協力部の活動紹介」

### 法務省法務総合研究所国際協力部・検事 塚部 貴子

皆さんこんにちは。国際協力部の教官の塚部と申します。私からは、国際協力部がどういうところで、何をしているのかについて、簡単にご説明させていただきたいと思います。

日本では、法整備支援の実施主体として、国、大学、個人、団体などがあります。日本の国家活動としての法整備支援を行っているところは、金融庁、特許庁、国税庁、警察庁など、たくさんの省庁があるのですが、国際協力部は法務省に所属しています。法務省では、法務大臣の下に検察庁などの各部門が置かれており、その中に法務総合研究所というところがあります。国際協力部はその法務総合研究所の中の一部門になります。

法務総合研究所の組織をご紹介します。総務企画部は事務部門を担当するところです。その下にある研究部は、法務に関する調査研究を行うところで、『犯罪白書』を作っているのがこの部門です。研修第1部から第3部というのは、法務省の職員に対する研修を行う部署です。そして、国際協力に関連する業務を行う部署として、国際連合研修協力部（UNAFEI）という部署があり、最後に私たちの国際協力部という部署があります。もう一つの部署のUNAFEIは、国連と日本との間の条約に基づいて、国連の刑事司法関係の国際研修を行っている部署です。そして私たちの国際協力部というところが、二国間のODAとしての法整備支援を担当している部署になります。

国際協力部がどこにあるかをご存じでしょうか。法務省は東京の霞ヶ関にあるのですが、その中の部署の一つである国際協力部だけは大阪にあります。国際協力部が入っている同じビル中に大阪地方検察庁や大阪高等検察庁が入っている検察庁のビルとして知られているところの中に国際協力部があります。

以前は国際業務を行っている部署はUNAFEIだけでした。ただ、UNAFEIは、犯罪防止、刑事司法分野における国際協力を行っており、それに対して新たに日本に対する民商事法分野における国際協力部のニーズが高まってきたために、2001年4月に国際協力部が設立されました。現在は大阪の中之島の合同庁舎の中に入っているのですが、ここに11月に移ってきました。国際協力部は英語に訳すとInternational Cooperation Departmentといい、頭文字を取ってICDと呼ばれています。ICDの構成メンバーとして、国内には部長、副部長、私のような教官、専門官がいます。それから海外に、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーの4カ国に長期専門家を派遣しています。部長、副部長は私と同じく検事出身です。現在の副部長は女性で、カンボジアに長期専門家として派遣経験がある人です。教官は、私のように検事出身の者もいますし、裁判官出身、法務省の行政職出身の者などで構成されております。専門官は、検察庁、法務局、矯正施設の職員が務めています。法務省から派遣している長期専門家は、検事、裁判官となります。

具体的に国際協力部がどのような仕事をしているかについてお話しします。まずは各国の法整備支援で、これが業務の9割程度を占めています。その他、研修や会合などを行っています。本邦研修、法整備支援連絡会などが主なものですが、これは後で説明します。その他、外国法制の調査研究、これは大学の先生や弁護士の先生に委託して行っているものです。また、広報活動の一つとして、機関紙『ICD-NEWS』を刊行しています。



本邦研修というのは、法整備支援が行われている対象国から研修員を日本に招いて研修を行うものです。それから法整備支援連絡会の場所は、大阪の合同庁舎2階にある国際会議室です。法整備支援の関係機関との連携や協調を目的として、2000年から毎年1回、JICAとの共催で開催しています。一般聴講も可能ですので、ぜひ皆さんもご参加ください。東京会場にもライブ中継しており、毎年1月に開催しています。今年度も1月に開催予定ですので、興味のある方はぜひ参加してみてください。

『ICD-NEWS』は、今のところ年4回発行しています。各本邦研修の実施した内容、研究テーマ、海外の現地での活動状況など、いろいろな情報を載せています。

私たち教官の主な仕事は、本邦研修についての企画・立案・準備や講義・教材作成などです。その他、現地での活動を支援するために、国内の研究者や法律実務家の方に協力していただいて国内作業部会を構成しており、その部会にICDの教官も参加して、現地の活動を支援しています。国内作業部会は、松尾先生にもご協力いただいています。その他、ICD教官の中の検察官出身、検事出身の教官に限られているのですが、長期・短期専門家として派遣されることがあります。

国際協力部は法務省の一部門として、法整備支援を行っています。今、法務省が行っている法整備支援の対象国は東南アジアや中央アジアが多く、基本法令の起草支援、法律を作るお手伝いと、法曹実務家の人材育成支援が主な仕事になります。

長期専門家を法務省から派遣している国は、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーの4カ国ですが、現在ベトナムでは、検事出身、裁判官出身、弁護士出身、それぞれ1名ずつの3名の長期専門家が活動しており、検事と裁判官が法務省から派遣されます。実は私も内山教官も検事出身の教官なので、現地専門家として現地に行くことを望んでこの部署を希望しています。実は検察の現場では、今、国際協力部に行って現地に専門家として行く希望者が非常に多く、法曹になられて検事になられて、この道に行きたいという方がありましたら、ぜひと思うのですが、すごく競争率が高くなっています。検事出身の教官で現地に専門家として派遣されるのは、検察の現場で10年や15年、経験を積んだ人ということになっています。

ベトナムは法務省が協力を始めた最初の国で、1994年から始めています。カンボジアでも現在、検察官、裁判官、弁護士出身の1人ずつ、合計3人の専門官が活動しています。カンボジアはベトナムに次いで協力が始まった国で、1996年から法務省の協力を行っている国です。ラオスは1998年から協力を開始している国で、現在、検察官出身の長期専門家1名と弁護士出身の長期専門家2名の体制で活動しています。最後にミャンマーは、2013年に協力を始めたばかりの国です。現在、現地では検察官出身者が1名と弁護士出身の長期専門家が1名、2名の体制で活動しています。

皆さまのお手元にICDのパフレットをお配りしていると思うのですが、これに今の私の説明に加えて少しだけ詳しいことが載っていますので、参考にご覧になってください。表紙の左下に国際協力部のサイトのアドレスが載っています。サイトを見ていただいても、国際協力部の活動状況を詳しく知ることができますので、ぜひご覧になってください。私からは以上です。ありがとうございました。

## 「公益財団法人国際民商事法センターの活動紹介」

### 公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）事務局長 北野 貴晶

公益財団法人国際民商事法センター事務局長の北野です。本日は連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2015」にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

ICCLC は、JICA、法務省がアジア諸国で行う法整備支援に民間としてお手伝いするとともに、各国の民商事法の理解を深めるため、セミナー、シンポジウム、調査研究事業を行っています。この連携企画については、法整備支援に関心を持っていただく若い皆さま方を育てる事業として、当初から共催者として協力させていただいています。

財団は、アジア地域で市場経済への移行や国際市場への参入を目指す国々を対象に、経済活動に必要な民事・商事分野における法制度の基盤整備を支援するため、法務省を主務官庁として 1996 年に設立されました。2013 年 4 月からは、公益法人改革に従って、法務省の所管を離れ、内閣総理大臣（内閣府）の下で公益財団として新たなスタートを切っておりますが、行っている事業の内容が変わったわけではありません。

財団の活動資金は、法整備支援事業については JICA から受け取る業務の受託収入、セミナー・シンポジウム、調査研究事業については、会員の皆さまから頂く会費収入で成り立っています。事業の規模としては法整備支援事業の方が大きいのですが、法整備支援については JICA の方や法総研の方が詳しく説明されているので、ここでは財団が行っているセミナー・シンポジウム、調査研究事業についてご紹介したいと思います。

日本のアジア諸国との国際取引や投融資の健全な発展と紛争等の円滑な処理解決のため、各国の法制度について相互理解を深めることにより共通の基盤を築くことが、極めて重要なものとなっています。財団は、広く財界、学界、法曹界の会員・役員で支えられており、民商事法分野を通じ、日本および各国の司法、法曹、学術関係者との間で相互理解を深めるために、いろいろな事業を行っています。

セミナー・シンポジウム事業の代表として、日中民商事法セミナーをご紹介します。主催は日本側が法総研と当財団、中国側は国家発展改革委員会です。1996 年の財団設立以来、毎年交互に日中で開催し、開催地側より、その時期に応じたテーマを取り上げて、相手国の専門家を招聘し、講演を実施しています。昨年度に北京で実施したときには、「日本における農村の都市化の経験」「日本における農業・農村の所得向上に関する立法と政策」をテーマに行いました。その前に日本で行ったときには「大気汚染防止に関する産業と政策」をテーマとし、その時々々の時宜にかなったテーマを取り上げています。成果物は毎年小冊子にして参加者を主としてお配りしているほか、ホームページ上でも公開していますので、関心のある方はご覧ください。

もう一つをご紹介します。昨年度は法総研、日本ローエイシア友好協会と共催して「インドネシアにおける知的財産権と裁判実務の現状」ということでシンポジウムを行いました。第 1 部では、前インドネシア大使で外務省参与の鹿取さんに講演いただいて、引き続き、インドネシアで活躍されている日本の弁護士や弁理士の先生による知的財産権についての講演、第 2 部では「裁判実務の現状」について、インドネシアから来日された裁判官との本音でのパネルディスカッションが行われ、インドネシアの裁判の実態について有意義な情報共有がされました。

財団が主催するセミナー・シンポジウムは、原則としてどなたでも参加できるようにホームページでご案内しています。そうたびたび行っているものではありませんが、時々財団のホームページをのぞいて、関心のあるテーマであれば奮ってご参加いただきたいと思います。

次に調査研究事業の一つをご紹介します。これも法総研との共催事業で、アジア大洋州諸国の法制度についての特定のテーマを選んで、学者や実務家を中心に研究会を構成して、研究・調査を実施しています。研究会は3年計画として実施され、3年目にはその成果発表の場として、研究対象地域から専門家を招聘し、セミナーもしくは公開シンポジウムを開催しています。これも財団設立当初から実施しており、平成24年度、26年度、昨年度終わったのですが、「会社情報の提供制度」をテーマに調査研究を行いました。昨年9月にはその総仕上げというべきシンポジウムを開催しました。

次に、皆さま方に法整備支援について知識を得ていただくために、どのような資料があるかご紹介したいと思います。参考としてお配りした書籍の一覧があり、後ろに見本として置かせていただいておりますので、関心のある方はどうぞご覧ください。これは私が気付いたものだけで、まだ他にもあると思います。書籍になっているものはほんの一部で、具体的な動きについて、法総研とJICAのホームページでご覧いただけるものが数多くあります。ただ、法務省やJICAのホームページに入ると、法整備支援のサイトまでたどり着くのが結構大変なので、財団のホームページに入っただけであれば、法務省、JICAのバナーがあって、そこをクリックすれば一発で法整備支援のサイトに飛ぶようになっていますので、ぜひ活用してください。

それから、『法律のひろば』『自由と正義』『時の法令』『法律文化』などの雑誌への寄稿文の他にも、時々新聞で取り上げられるものもあります。雑誌で取り上げられた中で二つだけご紹介したいと思います。一つは『時の法令』の2005年1月15日号から2013年3月31日号まで、約5年間にわたって37回掲載された、ベトナムとカンボジアでの法整備支援の経験について明治大学の新美先生が書かれたものがあります。先ほど塚部先生が日本の作業部会とご紹介されました。日本側が法整備支援を実施するに当たって、JICAや法総研の方、学識経験者などで、現地に対してアドバイスをするグループをつくり、現地側と意見交換や情報共有をしています。新美先生はそのベトナム、カンボジアの作業部会の当初からのメンバーで、今も引き続きメンバーで活躍されています。

新美先生の記事は、1990年代に始まった日本のアジア諸国に対する法整備支援活動のきっかけとなったベトナムでの関わりの話から、2005年にカンボジアで、カンボジアと日本の共同作業によって起草された民法典、民事訴訟法典の取りまとめに至る経緯や背景、また同じ年にベトナムで、日本の協力で起草された改正民法典案がつくられる経緯が細かく書かれた、いわゆる硬派の読み物となっています。

もう一つは『法律のひろば』で、2009年4月から2014年4月まで、これも5年にわたって14回掲載されています。これも先ほど塚部さんからご紹介いただいた、国際協力部でカンボジアに現地専門家で行かれていた柴田さんが、実際にカンボジアに駐在された経験を書かれたもので、現地での生活や人々との交流などについて、これも随分細かく書かれています。これは軟派の読み物となっています。両方ともコピーを取ってファイルにして持ってきましたので、ご関心のある方はぜひご覧ください。

以上のように、財団にご連絡いただければ、ご紹介できる過去の資料もあるかと思いますので、とにかく皆

さまのお手伝いをするのを財団の重要な役目と考えているので、ご活用ください。今日は関西なのですが、東京にいらっしゃいましたら、財団の事務所が溜池山王という東京の都心部のすぐ近くにありますので、ご興味があれば、またぜひ寄っていただきたいと思います。私の説明は以上です。

## 「法学教育・アジア法研究を通じた法整備支援」

名古屋大学大学院法学研究科教授・法政国際教育協力研究センター（CALE）センター長 小畑 郁

よろしく申し上げます。小畑と申します。今日は名古屋大学の法学研究科、法政国際教育協力研究センター（CALE）が、どうしてアジア法研究、法整備支援に関わってきたのかということを中心にテーマにお話ししたいと思います。

皆さんはあまりそういう感触をお持ちでないかもしれませんが、日本における法学は、大部分が西洋から学んできたものです。大学で受ける講義でも、例えば立憲主義というのはフランス革命についての話になり、アジアの話は出てきません。私自身もヨーロッパを中心に国際法を勉強した者で、学界の研究者、つまり大学教員は、大体ヨーロッパやアメリカのことにまず関心を持って取り組みはじめているのが実情です。大学における法学部のカリキュラムの中でアジアのことが取り上げられることは、現在でも非常に少ないと思います。

名古屋大学もそういうところから出発して、どうしてこういう事業に関心を持ち、進めてきたのかということを中心にテーマとしてお話ししたいと思います。

### 1. 法政国際教育協力研究センター（CALE）について

私の実感でもありますが、自発的にそういうことに取り組みはじめたというよりは、まずは留学生の教育から始まったと思います。日本で留学生を受け入れるとなると、その大部分がアジアからの留学生です。1990年代からいち早くアジアの国について関心を持つとわれわれ法学部は考えていましたが、1999年に英語コースを設立し、たくさんの留学生を受け入れるようになりました。

それを契機にして、2002年にCALEを設立しました。日本の大学として唯一、アジア諸国法研究、法整備支援研究を専門に扱う機関として設立されます。配付資料にあるガラス張りの建物の本体はCALEではなくて、建物の出っ張った部分の上が会議室で、下の部分だけがCALEの事務室になります。しかしながら、現在の20倍の大きさの建物が、今、キャンパス内に建っており、11月には竣工する予定になっています。

CALEの事業は日本の大学としては非常にユニークで、海外、アジア諸国にセンターを設立し、そこに計画的に人を派遣して継続的な事業を行ってきたことです。7か国、8つのセンターがあります。この海外のセンターは形式的には法学研究科に属していますが、CALEが運営を統括しております。

CALEはその役割を3つに定式化しています。詳細はパンフレットをご覧ください。さきほど述べた8つのセンターのうち6つで日本語による日本法教育を実施しています。英語による日本法教育を、法学研究科の修士課程と博士課程で行っていますが、特にユニークなのは、日本語による日本法教育を現地のセンターで行っていることです。CALEに一定の確立した評価があるとすれば、こういうことをやってきたおかげですが、そ

れは同時に海外でのネットワーク展開につながっています。特に日本語の日本法教育は、一番古いウズベキスタンのセンターで10年です。まず学部教育から始め、その人たちがドクターを終えるまでに約10年かかるので、まだ日本語の方の修了生はあまり出ていません。ただ、それ以前の英語での日本法教育修了生のネットワークが既にできており、各地で同窓会が設けられ、特にいわゆる国家中枢人材といわれる方々がそのネットワークの中にいます。

日本法教育研究センターの教育活動は、日本語による日本法教育です。モンゴルは5年制ですが、普通は4年制です。現地のカウンターパートの法学部の学部生から、日本語による日本法教育を受ける方を選抜しています。従って、現地法学部の通常の授業を受けて、授業の合間や夕方に日本語による日本法教育を受けます。

これは非常にチャレンジングな教育で、最初、日本語教育の先生に相談しました。その先生は、理論上も実際上も無謀な企てで、絶対に失敗すると予言されたらしいのですが、その予言は見事に裏切られました。現実には、日本語教育としては非常に特殊な教育をしています。日本語教育では、最初は緊急対応日本語を習い、徐々にステップを踏んでいきます。一方、われわれの日本語教育の中では、アカデミックな議論をするときの日本語を主に学ぶことにしています。2年次から日本法教育が始まりますが、2年次で習うのは公民や日本史で、そこでも日本語教育も含めた形で専門的な教育をします。現地の日本法教育研究センターには、通常は日本人の日本語講師が常駐するとともに、日本人の日本法の法学教師が常駐しています。この二つの分野は厳密に分かれているわけではなく、協力関係を持って教えています。そして4年次を修了すると、選抜試験を受けて、文科省の国費奨学金の特別枠をもらって法学研究科の修士課程に入ってきます。

なぜ日本語で日本法を学ぶのか。私たちはこのように整理しています。つまり日本法を学ぶということ、日本における法律の経験は、アジアにおける法の経験と重なり合う、響き合う部分があると考えているからです。日本法の重層的でハイブリッドな構造というものが、アジアにおける法律をどうするかというときに参考になるはずだと考えているわけです。さらに、日本語で学ぶことによって、日本語による社会科学の学問的蓄積を継承することができると思います。私が言ったらあまり説得力がないかもしれませんが、日本語の社会科学の学問的蓄積は、世界的に見ても屈指のものだと思っています。われわれは日本語で世界中で起こっているほとんど全てのこと、そして歴史も学べるという蓄積を持っています。そのため、日本語で学ぶということが非常に重要であると考えています。

それから、日本法を学ぶに当たって、英語で学ぶことは二度手間になるからです。間接的な勉強の仕方になるので、直接的に日本語で教えることで、日本法のより正確な理解が得られるだろうと思っています。もちろんわれわれは日本語で日本法を学ぶという教育だけを重視しているわけではなく、英語はアジアの共通言語なので英語教育は重視したいと思っていますが、現在の大きな流れから言うと、あまり強調されていない部分をご紹介します。

## 2. 研究と教育の相乗効果

われわれは1990年代から、特に留学生教育、アジア諸国の学生の教育を通じて、法整備支援や人材育成に貢献してきましたが、これは率直に言ってかなり骨の折れる事業です。一般的に援助疲れといいますが、私の言葉では、持ち出しの事業であったと思います。持ち出しの事業を長く続けるのは非常に難しく、出超を循環に

変えていく必要があると考えています。そこで、われわれが考えているのは、「法学教育支援」を「人的ネットワーク」の形成を通じて「アジア法研究」につなげていくことにより、さらに高次の法学研究ができるような体制をつくるということで、これを上昇スパイラルで回したいわけです。

私が真剣に考えているのは、ここまで行ってきた教育の蓄積を研究につなげたいということです。研究も各センターの任務です。インドネシアでは国民皆保険をつくろうとしていて、社会保障制度に関する調査・セミナー、ベトナムでは企業法・投資法の改正動向の調査や行政法セミナー開催など、各センターでも行っています。このようなセンターで個別に行っている研究も重要なのですが、CALE、日本法センターとして研究事業に取り組みたいと考えています。

研究トピックの一つとして、アジア諸国に共通する法学の教育モデルを考えています。各地の大学の法学部に日本法センターが設置されていて、カウンターパートの大学でどのような法学教育カリキュラムがなされているのかということ、われわれは知り得る立場にあります。どういう教育がされているかを知っていなければ、日本法センターの教育活動を十分に行うことはできません。教え方の違い、教材としてどういうものが使われているのかなども、われわれもある程度は知らなければいけません。そういう事業を束ねて、日本国内で常々私たちがお付き合いさせていただいている国際協力部や JICA、民商事法センター、各大学と連携して、今のグローバル化に対応するどのような法学教育が求められているのか、現状を踏まえて研究し、提言していくという研究プロジェクトを、まだ資金的裏付けは得ていないのですが、開始しようとしています。

そういうことを通じて、現在、特に ASEAN 諸国が抱えている貧富の格差の拡大、移民問題、組織犯罪、テロリズムといった負の問題を意識しつつ、次世代のグローバル化対応ガヴァナンス人材育成を通じて、グッドガヴァナンスや包含的開発の実現、インクルーシブな発展の実現を考えようというのも一つの筋です。

もう一つの筋として考えていることがあります。ASEAN 地域です。ASEAN は、2015 年の共同体化を目指しています。そこで法のハーモナイゼーションというものが恐らく今後進行するだろうと思います。先ほど申し上げたことも ASEAN 共同体化を念頭に置いており、ASEAN 諸国では高等教育の平準化、調整が始まっています。

経済分野が先に進むと思うのですが、法の緩い意味でのハーモナイゼーションというものが今後進行するだろうと考えているわけです。そういう運動と、私たちが伝統的に学んできたヨーロッパで経験してきた EU に代表される欧州統合のプロセスを結び付けて研究するために、研究体制を組もうと考えています。しかし、これは採択されなかった科研費のプロジェクトで、来年度に向けて捲土重来を期すというものです。

こういう形で、単に持ち出して教育するのではなく、われわれもアジア諸国に学んで研究を発展させていきたい。そういうことを通じて、さらに法学の教育をバージョンアップさせていきたいというのが、今、私たちが考えているところです。活動紹介というよりは問題意識の開陳になりましたが、CALE や日本法センターの活動については、ぜひ先ほどご紹介しましたパンフレットをご参照いただければと思います。以上で私の話を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

## 第1部 質疑応答

(内山) それでは引き続き、第1部の講演に対してご質問のある方から質問を受けたいと思います。講演の具体的なことについてのご質問でも構いませんし、何か共通して先生方にお聞きしたいということでも構いません。ご質問のある方、いらっしゃれば挙手をお願いします。発言の際に、差し支えなければ所属とお名前を教えてください。

(Q1) 貴重なお話ありがとうございました。(自己紹介略) 講演された先生方全員に共通する問題として伺いたいことがあります。今までの法整備支援の形は、主に民商法、特に民事系の法律が多かったと思うのですが、3年前にサマースクールに参加させていただいたところ、やはり民商法が中心で、刑事系や憲法は、あまり日本は関わってきていないというお話を伺いました。この3年間で、新しく刑法などの刑事系の分野、もしくは公法系の分野で法整備支援の依頼、もしくは日本の支援が始まったということはあるのでしょうか。なければ、なぜそのようなことが生じないのかということをお教えいただければと思います。

(内山) ありがとうございます。どなたかお答えいただける先生はいらっしゃいますか。それでは入江先生、お願いします。

(入江) 私が今すぐお答えできる限りでお答えさせていただきます。ご認識のとおり、民事法分野の支援が中心なのですが、刑事法や行政法についても、必ずしも支援していないわけではありません。刑事法については、例えばベトナムやラオスの刑事訴訟法についても支援しています。公法系のうち行政法ですと、最近では中国で、大気汚染抑止法、食品安全法について支援しています。先ほど、これまでの法整備支援の経緯をお示しましたが、市場経済化の流れを受けての支援がメインとなっていたところ、民事法の支援が中心になっていましたが、これからビジネス環境整備とともに行政手続法なども広く対象にしていくという可能性はあろうかと思います。

(小畑) 今挙げられた要因とともに、日本の政府開発援助の重要な原則でもありますが、要請主義というものがあります。基本的には現地政府の要請に基づいて活動を行うということだと思います。

ただ、私は、大学は関係さえ壊さなければ必ずしも要請主義に縛られる必要はなくて、もう少し広く活動できるのではないかと考えています。大きく言うと、公法分野にも法整備支援の対象が広がってきたというのが実態だと思います。ただ、行政法から憲法にただちに広がるかという点、なかなかそこは難しい問題があります。憲法支援となると、やはり一定の価値の共有というものが前提にならないと難しい面があるだろうと思います。

しかし、そういう運動がないわけではありません。例えばASEAN諸国では、少し前までは人権という概念それ自体に対して批判的な潮流が強くありました。しかし今では、西洋諸国でいう人権とはだいぶ中身が違う

という指摘もあるのですが、ASEAN 政府間人権委員会が設立され、人権宣言が採択されています。そういう意味では、北東アジアは東南アジアよりも少し遅れた状況になっていると思います。そういう状況の下で、私たちは憲法分野での国際協力、議論も始めなければならないのではないかと考えています。名古屋大学としては伝統的に公法の方が取り組みやすかったということもあって、私もどちらかというところから考えています。

名古屋大学で毎年開いている法整備支援の全体会議は、昨年度は重層的な憲法秩序化というものをアジアで考えてみようというテーマでやりました。法整備支援の現場の議論と接点をどのように持つのかはなかなか難しい面があるのですが、そういうことについても考える時期がぼちぼち来ているのではないかと考えています。

(松尾) 小畑先生のお話につけ加えて、ベトナムの 2013 年の憲法改正に対してはずっと支援をしていたと思いますので、実際に具体化されています。

(塚部) 今、松尾先生からお話があったとおり、ベトナムでは 2013 年に憲法改正が行われていて、それに先駆けて、憲法調査団の受け入れを法務省の方でしております。

(内山) それでは、他にご質問がある方、お願いします。

(Q2) 貴重なお話をありがとうございます。(自己紹介略) 先ほどの刑事法に関する質問と関係がありますが、塚部先生が紹介された法務総合研究所の国際連合研修協力部は、主に国連の刑事司法関係について取り組んでいて、こちらがあって、その後に国際協力部が設立されたとお伺いしたのですが、こちらの方は国際刑事法の分野に対して支援を行っているという理解でよろしいでしょうか。

(塚部) そうです。UNAFEI の方では取り組んでいます。

(Q2) 具体的にはどのような支援活動を。

(内山) 司会者の私が答えるのもあれなのですが、一応、私も国際協力部において、UNAFEI の研修に実際に行って、向こうで講義をしたこともありますので、私から少しだけ。

UNAFEI では基本的に 1 対 1 の国ではなくマルチで、多くの国々を対象に各国から、例えば 1~2 人の代表者を集めて、東京の府中にある UNAFEI の会場で全体に対する講義をしたり、グループでディスカッションをしたりするという研修を行っています。ただ、例外的に、一部の国とは 1 対 1 で、例えばネパールとは 1 対 1 で、刑事的なもの、民事のものも含めた共同研究をしていたり、コートジボワールなどアフリカの国々の何か所かを対象に継続的な支援をしていくということもあります。基本的には 1 対 1 でやっているというわけではありません。



その他、あと一つくらいご質問がある方がいらっしゃれば、お願いできますか。

(Q3) 本日は貴重なお話ありがとうございました。(自己紹介略) 入江先生にお伺いしたいことがあるのですが、最初のご紹介で入江先生が企業法務などを弁護士として担当されていたことをお伺いしたのですが、そういった先生方が今 JICA の方でご活躍されているということで、具体的にどのようなお仕事をされているのでしょうか。また、そういったことに携わっていた弁護士の方が JICA で活動することの意義などを教えていただけたらと思います。

(入江) 第2部でそういうお話をさせていただく機会があると思うのですが、今は通常の弁護士業務はしておらず、JICA のインハウスで弁護士をしています。JICA から各現地の国々に長期専門家として派遣される ICD の教官や弁護士の方々を日本からサポートする、あるいは松尾先生をはじめとして、学者の先生方に国内でいろいろ支援していただいているので、それらのコーディネートというか、本部から見て法整備支援が全体としてうまくいくように調整しながらプロジェクトとして進めていくという役割を担っています。企業法務に関わっていた弁護士が JICA で活動することの意義としては、これから一層広がっていくと思われるビジネス環境整備の一環としての法整備支援においては、ビジネスに関与していたという点でより実効的な支援ができると思います。また、多様な経験を持った法律家が JICA にいるということで多様な法整備支援が可能となると思いますので、そのような点で意義があろうかと思えます。

(内山) ありがとうございました。それでは最後の質問でお願いします。

(Q4) 貴重なお話ありがとうございました。(自己紹介略) JICA の入江先生にお聞きしたいのですが、先ほど JICA は ownership で、現場の声に基づいて活動していらっしゃると言われていましたが、その他の農村整備やインフラ整備など、声が届けられないものが多く存在していると思うのです。また、慣習法でやっているところであれば、当然必要だと思われる復興支援が、そこでは必要だと思われていないというようなことがあると思うのですが、その声というのは具体的にどのような形で収集されているのでしょうか。

入江) 現場の声を拾う仕組みということでよろしいですか。JICA としては、各地域に JICA 事務所を設けて、物理的に近いところで現場の声が吸い上げられるようにしているということがあります。それから現地の大使館や JETRO、他のドナーなどとも協力して進めていくということになります。具体的には申し上げられないのですが、対話と協議の機会を積極的に現場レベルで持つということでしょうか。ご質問に答えられているか分からないのですが。

(Q4) われわれが認識しているものと、現地の人々が考えていることとの間に齟齬があった場合、それをどう埋めるのかということなのですが。

(入江) できる限り現地の人の意見を尊重して進めていくことが基本です。現地の人たちから考えを聞いて、その考えを取るとこういうことにならないのですかというふうはこちらで促して、できる限り正しい方向に進むように道をつくってあげる、ただ、最終的には現地の方の意思を尊重するという形になっています。やはり齟齬を埋めるのは対話を重ねるしかない、対話の機会を惜しんではいけない、という理解です。

(内山) ありがとうございました。まだお聞きしたいことがたくさんあるかと思うのですが、休憩時間にしたいと思います。聞いてみたいことがあれば、お配りしている第2部の質問用紙に書いて後ろの回収箱に入れてください。第2部の方でモデレーターの先生に取り上げていただく形で議論を順番にできたらと思っています。

それでは、第1部はこれで終わりにしたいと思います。皆さんもう一度、講師の先生方に盛大な拍手をお願いいたします。

## **第2部 トークセッション「法整備支援に携わるということ～現場を経験した研究者・法曹に聞く～」**

**モデレーター：名古屋経済大学経営学部准教授 中村 真咲**

**パネリスト： 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘**

**大阪地方検察庁・検事/元 JICA ラオス法整備支援長期専門家 伊藤 浩之**

**独立行政法人国際協力機構（JICA）国際協力専門員・弁護士 入江 克典**

**渥美坂井法律事務所・外国法共同事業・弁護士/**

**元名古屋大学日本法教育研究センター（ハノイ）法学特任講師）上東 亘**

(中村) ありがとうございました。中村と申します。第2部「法整備支援に携わるということ～現場を経験した研究者・法曹に聞く～」というトークセッションをこれから始めたいと思います。

第1部では、国内で法整備支援に携わる関係機関の、どちらかという機関として何をしているかというご紹介に力点を置いてきたわけですが、第2部では、実際にその活動に携わってきた研究者や法曹の皆さんに、自分の体験談をお話しいただき、本日このセッションに参加して下さっている学生や市民の皆さんの今後のキャリアパスや進路全般のヒントにさせていただくという趣旨で行いたいと思います。

まず各パネリストの皆さんに、これまでの経験を簡単にお話しいただくのですが、事前をお願いしてあることが3点ございます。①パネリストが法曹、法学研究者を志したきっかけ、②パネリストが法整備支援に興味を持ったきっかけ、そして③法整備支援にこれまでどのように関わってきたかということについて、パネリストの皆さんから簡潔に1人5分ぐらい、お話を頂ければと考えています。

(伊藤) 皆さんこんにちは。伊藤です。本日はこのような機会に参加させていただいて、私自身大変ありが

たく思っています。私が法整備に関わった期間はそれほど長くなく、それほど経験も十分なわけではないのですが、海外に JICA の長期専門家として 3 年ほど行っていたことがありますので、その中で感じたこと、思ったことなどについてお話しできればと思います。

今、中村先生の方から 3 点ほどで自己紹介をということでしたので、その点をお話しさせていただきます。まず 1 点目が法曹を目指したきっかけです。大学の法学部に入りまして、法律を勉強するサークルにも興味本位で入りました。それがきっかけで弁護士という仕事に興味を持ったのが最初です。勉強していくうちに、法律関係の仕事にも関心を持ったり本を読んだりする中で、検察官が書いた本なども幾つか読み、その中で検察官という仕事にも興味を持ったという経緯があります。そして司法試験に合格した後、実際に実務修習をして、最終的には検察官になろうという判断をしました。仕事の魅力もありましたし、何よりも実務修習をしたときの検察庁の雰囲気、中で働いている人に非常に影響を受けました。僕の気持ちを高ぶらせてくださって、ここで仕事をしたいという思いを持って検事になると最終的に決めました。

2 点目、法整備支援に興味を持ったきっかけですが、そのようにして法曹になったので、私の場合は自分から法整備支援の門をたたいて入っていったわけではありません。ざっくりばらんに言うと、国際協力部というところに異動になって、法整備支援に関わるようになったのがきっかけです。ただ、それまでも法務省内の UNAFEI で国際研修に参加したことはありました。これは日本に外国の方が来て行う研修です。それで国際的なことにも関心を持つようになりました。ただ、まさか自分が海外に行って仕事をするようになるとは思っていませんでした。国際協力部での仕事を命じられて、法整備支援に関わるようになったときに、海外に赴任して長期専門家として働く機会があるけれどもやってみるかという話を頂きました。そのときにはもう迷わずやりたいということで返事をさせていただきました。そのような機会は願ってもないだろうと思って、実際に行ってみようということで、長期専門家をお受けしたのが法整備支援に関わったいきさつです。

3 点目、どのように関わったかですが、2010 年に最初に ICD 教官になり、それから 1 年 3 カ月間は日本国内から現地の活動をサポートする教官の役割をしていました。その後、2011 年 7 月から 2014 年 7 月までの 3 年間、ラオスで行われている法整備支援のプロジェクト、現在はフェーズ 2 に入っていますが、フェーズ 1 の 4 年間のうち 2 年目から 4 年目、3 年間、プロジェクトの JICA 長期専門家として現地で活動しました。

このプロジェクトについて話すと長くなるので、ごく簡単に手短にお話しします。ラオスにおいて、法律はありますが、その法律の意味を理解する、研究することはあまり行われていない、発展していないという状況です。法律に書かれている文言、言葉の意味自体も曖昧で、何が要件なのか、幾つか書かれている要件のようなものそれぞれの関係は and なのか or なのかといったところもはっきりしない。はっきりしないままになっている。そういうところを研究もしていなくて、誰も教えていない。そういうことで、いつまでたっても結局良くなりません。そういったところをきちんと研究して教えられるようになる、実務でもそういった研究を基にしてきちんと運用する、法律を適用するようにはしていけないと何も変わらないと考えられる状態でした。実務もばらばらで、教育もあまり良くないという状況でした。

そのため、われわれのプロジェクトでは、裁判所、検察、法律を作る司法省、大学の教員の方々が集まって、まずラオス法を知る研究をし、その議論や結果をまとめて教材を作って、それで教えるようにしていくことに

しました。教材を作ること自体が目的ではないのですが、作る過程で作る人たちの能力も向上し、それを使うことでそれぞれの機関の教育・研修能力、人材育成の能力が向上する、それを目指してそういった活動を行ってきました。

そのための素材として、基本法となる民法、民事訴訟法、刑事訴訟法を取り上げ、裁判官、検察官、司法省の人、大学の人をそれぞれの法律のグループに分けました。民法なら民法のグループにそれぞれの4機関が入る。民訴法なら民訴法に4機関が入る。そのようにグループをつくって法律の研究をし、その成果を教材にまとめるということを行ってきました。今日ここに一つ持ってきましたが、これは刑事訴訟法についてのラオス法の本です。そういった成果をまとめる活動をしました。

その途中から、民法については、ラオスでは民法典という形で起草が行われ、現時点でも行われています。そういった法律を作る上でも、ラオス法をよく研究する。これは松尾先生が中心になって、現地では、一緒に働いていて今もいます石岡という弁護士の専門家が中心になって、その難しい作業を現在も行っていきます。そういった活動を通じてラオス法が理解できるようになるというディベロップメントを目指し、現地の専門家としてそれをサポートするというのが私の関わり方でした。

またご質問があればお受けしたいと思います。よろしくお願いします。

(松尾) 松尾でございます。最初に研究者を志したきっかけから簡単にお話ししたいと思います。漠然と社会の仕組みを知りたいというのが、法律をやりたいと思った最初のきっかけです。もともと私は体育会系で、およそ社会科学には興味のない生活をしばらく送っていましたが、どうも肩が軽いんですね。記録を目指す、上を目指すということも非常に面白いのですが、何か軽いという感じがして、もっと重たいことはないだろうかという思いがありました。とにかく社会の仕組みを知りたい。法律を勉強すれば世の中の仕組みが分かるのではないかというのが最初に法律を志したきっかけです。

ですから、法学部に入ってから「法とは何か」とか、社会の中でどういう役割を果たしているかを知りたかったので、法哲学をやろうと思ったのです。法哲学の先生にいろいろ話を聞きに行ったら、「まず民法をやってください」と言われて、禅問答みたいで、最初はよく意味が分からなかったのですが、何となく感じたのは、やはり抽象的に「法とは何か」と問うているよりは、所有権の制度にせよ、契約の制度にせよ、具体的に生活の規範や裁判になったときの規範など、個別の具体的な問題解決を通じて法の役割を見ていかなければ、抽象論だけでは話にならないということだと思って、素直にアドバイスに従って民法を研究して行きました。

研究していくうちに興味を持ったのは、いろいろな社会の違いに応じて、法というのは特殊なものなのか、普遍的なものなのかということです。アジア的な価値や人権があるのかという議論とも併せて、当時最初に興味を持ったのは自然法です。フーゴー・グロティウスというオランダの16～17世紀の自然法学者がいます。グロティウスの自然法論、中でもベースになる私的所有権の理論を最初の研究テーマに選びました。私的所有権の根拠や具体的な効果、所有権移転の理論などをやっていくうちに、社会の相違にもかかわらず、非常に共通に論じられる部分と、かなり社会によって特殊な部分があるということに興味を持って研究者になりました。

ただ、やはり飽き足りないところがあって、実定法の解釈だけでなく、もう少し法が社会の改革というか

動きの中で役割を果たしていることを感じてみたいと思っていました。ちょうどそのとき、2000年頃だったと思いますが、勤務していた学校で、ラオスから留学生を募集するので面接に行ってくださいと言われて、初めてラオスに行ってきました。留学生、候補者と面接して帰ってきた直後に「ラオスで民商法についてのセミナーをやるから行かないか。前にラオスに行ったことがあるだろう」と言われて「去年行きました」と言って、また行ったわけです。民商法の話をしているうちに、やはり通じる話と通じない話があって、そこが非常に興味深いところでした。

法律の特徴というのは、こういう規範があるということだけではなくて、それがなぜ正しいのか、なぜそれをみんなが納得できるのかという、ルールを守ろうではないかというインセンティブを与えるルール、メタ・ルールがあることが大事なのだと思うのです。そのメタ・ルール作りから一緒に考えていくということをぜひやりたいと思うようになり、一生懸命、毎年夏休みや春休みにラオスに通うようになって、もう20回以上も行きました。途中まで数えていたのですが、数えられなくなりました。そういう中で、メタ・ルールづくり、つまりルールをどうつくるかという話から始めて、そのルールをつくることを目指すようになりました。

そのうちに、JICAの法整備支援のフロンティアがだんだん広がってきて、ベトナム、カンボジア、ネパール等へも広がっていきました。私は当初はそんなに海外は担当していなかったのですが、ラオスのプロジェクトから始まり、具体的には、最初、教科書作りをやっていました。途中からラオス政府の5カ年計画の中に民法典・刑法典整備が入ってきて、民法典の支援を始めるようになりました。そこで私が試みたかったのは、まさにルールをどうやってつくるかということです。つまり誰がどういうふう起草して考えて議論して、それを上に上げてと、そこからやりたいと考えていました。しかし、これは非常に難しいと分かりました。いまだにそれは具体化していなくて、行ったり戻ったりという状況です。やはりすごく時間がかかるということを実感してやっています。フーテンの寅さんのテーマソングで、「奮闘努力の甲斐もなく、今日も涙の日が落ちる」という歌があるのですが、そういう心境になることもありました。しかし、その原因はもっぱら自分の見込みの甘さ、計画や方法のマズさ、要領の悪さ、努力不足、怠慢に由来する自己嫌悪です。しかし、やはり忍耐強くやることは大事で、その中で自分が学ぶことも非常に多いです。

先ほど少し申しましたが、われわれは共通の問題を抱えています。日本も含めて発展途上国の経験がある国ではとくに、歴史は順調な形では連続していないと思うのです。われわれが法律のことを論じるときに、平安時代の法や中世鎌倉時代の法、江戸時代の法があって今があると論じることができないわけです。それはある意味で少し異常なことなのではないでしょうか。途中で歴史が断絶しているみたいなものを、どうすればすんなり受け止められるのだろう。その思いはきっと、とくに植民地支配を経験した国では、もっと強烈にあるだろう。そこにもし普遍的なものがあるのならば、それはむしろ一つの歴史の流れとしてあってもいいのではないかという思いを持って、今、一緒にやっているという状況です。

そのうちに、2009年からネパールでも民法典整備の支援が始まりました。ネパールはラオスと違って仏教が主流の国ではなく、主流はヒンズーの国です。北部ではチベット仏教があるのですが、非常にヒンズーの影響を受けています。ヒンズーにはカースト制度があり、生まれたときから自分の身分やなれる職業が決まっています。そういう中で、人格の平等を基本原理とする民法を作らしようという話になり、1か条、1か条、議論

しました。ネパールの場合は民法典草案は745か条なのですが、1か条、1か条、全部コメントを付けて、それに対する修正案を作って、またコメントを付けるという作業を2009年から3年ぐらいやりました。その後、逐条のコメントを付ける作業を、これも一つひとつ議論しました。そのような非常に時間のかかることをやっています。ラオスでもネパールでもどちらもまだ完成して法典化されていないので、まだその途上なのですが、ルールづくりのプロセスから始めて、一体それがどういうふうを受け入れられていくのかということ、常々反省しながらやっているという状況です。

(入江) 入江でございます。第2部も引き続きよろしくお願ひいたします。まず法曹を志したきっかけですが、私は、大学は経済学部で、当初から法律家になろうと思っていただけではありません。ただ、大学で何か一つ学んで、その学んだことに基づいた仕事をしたいという思いがあって、いろいろ模索していました。高校時代から野球をやっていたこともあり、野球に携わったり、教職課程を取ってみたい、いろいろチャレンジしていく中で、自分は誰かのためになるような仕事がしたいのではないかと思います。そうであれば、一番難しいといわれている司法試験にチャレンジしようかと思ったのがきっかけで、弁護士になって困っている人を助けられたらいいなという思いで司法試験を目指し、弁護士になりました。

その後、先ほどご紹介がありましたとおり、企業法務を経て法整備支援の世界に入っていくわけですが、経済学部を出た後にロースクールに入りました。当時はロースクール制度ができてすぐのころです。今は、松尾先生の法整備支援、開発法学に関する授業などもたくさんあるようなのですが、当時は、法整備支援を学習することについて今ほどの広がりにはなかったのではないかと思います。いろいろな法分野を学ぶ中で、企業法務や金融法務が知的刺激を受けるといえるか、やはりやっていて学問として面白く、実務とのつながりもはっきりしていて、法曹になった後、弁護士になった後にどういう仕事をするのかというイメージがすごく湧いたことがあり、徐々に企業法務に強く興味を持つようになりました。

それと同時に、誰かの役に立てるような仕事をという思いもあったので、インターンを通じて国際人権のNPOや小規模な法律事務所なども回りました。結局どういう弁護士になっていくのだろうと悩んだ時期もありましたが、最終的に事務所を選ぶときには現実的な判断をしました。ビジネス法務は弁護士になる当初からでなければなかなか入っていけない分野だったので、まずは興味があるビジネス法務に関わる事務所に入り、そこでいろいろな実務経験を積んでいくうちに見えてくることもあるだろうという思いで企業法務や倒産法務をやっている事務所に入りました。

その中でも、先ほどご紹介した日弁連の国際分野のスペシャリストを目指すセミナー、法整備支援研修にも時間の許す限り参加していました。企業法務について徐々にいろいろなことが見えはじめてくると、最初に考えていた思いに立ち返るといえるか、もう少し誰かの役に立つという実感がより持てるような仕事に就きたいという思いがあらためて湧いてきました。それは弁護士のキャリアとして5年目ぐらいのところでした。JICAの能力強化研修が5日間開催されていて、その研修に参加したことが最終的に法整備支援によりコミットできる立場に就こうと決心するきっかけだったと思います。

ですので、法整備支援に興味を持ったきっかけは、一言で何というものは無いのですが、弁護士としていろ

いゝな業務に携わる中で少しずつ興味が膨らみはじめ、最終的には能力強化研修で国際協力によりコミットしていくことを決めたという流れです。

3点目の法整備支援にどのように関わってきたかですが、まだ経験として非常に浅いので、これといったことは申し上げられないのですが、JICA 本部から横断的にいろいろなプロジェクトを見ていって、現地に赴任している JICA の長期専門家を日本で後方支援しながら、アドバイザーの先生方もバックアップして、よりプロジェクトが機能的に回っていくようにする、それを主導する役割を担っています。時には自ら現地に赴いて、カウンターパートと協議するというも行っています。実際、昨日までラオスに行っておりまして、今松尾先生にご紹介いただきました民法典の起草について協議し、あるいは刑事訴訟法のセミナーにも参加してまいりました。

これから法整備支援の分野は、ビジネスの分野、アジア、アフリカ、その他の地域に広がりを持ってくると思いますので、私のようなビジネスをやっていた弁護士なども、より活躍ができる場が広がっていくのではないかと考えています。

(上東) 弁護士の上東と申します。本日はこのような場に参加させていただきまして、どうもありがとうございます。頂いている三つのテーマについては、私の経歴を簡単に紹介してその説明とさせていただきたいと思ひます。

まず私が法律を勉強しようと思ったきっかけです。多くの方も体験されたことがあるのではないかと思います。高校生のかきに将来大学で何を勉強し、何を仕事にするか、ちゃんと自立していけるのだろうか、いろいろ悩んでいた時期がありました。その時期にバスケットボールの授業があつたのです。私はパスを受けてドリブルをしてシュートをして、2点取れました。そのかきにふと思つたのが、私はバスケットのルールを知っているから得点できたけれども、もしもバスケットのルールを知らなかつたらどうなつていただろうかということです。例えば、ドリブルをするというルールを知らなかつたら、ラグビーみたいにボールをつかんで走つて、トラベリングを取られ、場合によってはファウルをとられ、退場処分になるかもしれない。これを社会に置き換えたかきに、これから社会に出るに当たつて、社会のルールを知らないとどうなるかということ、自分に何かチャンスが来たかきに、それを得点にする、自分の利益にすることができないのではないか、場合によっては社会から退場処分になるのではなひかと思ひました。これは怖いなど、漠然と不安に思ひ、バスケットボールの授業が終つた後、図書室に走りました。とりあえず社会のルールとは何だろうと、そのかきはよく分からないなりに考へて、これは法律なのではないかと思つたわけです。法律は、確か図書室にあつたなど思ひ出し、六法全書か小六法だつたと思ひますが、それを取つてきて見ました。そうしたら書いてあるかき何とも分からないのです。それで衝撃を受けて、これは法律を勉強しなければいけないと決意しました。

当時は法律自体を本業にするかどうかは別として、何か別のビジネスをするにしても、やはり社会のルールである法律を学ぶ必要性を感じて、法学部に入つて法律を勉強しはじめました。勉強しだしたら、法律には、社会のルールという意味だけではなく、いろいろな意義や重要性があるかきも理解しました。それで、これは面白い、ぜひこれを仕事にしたいと思ひ、法科大学院に進学することにしました。実は大阪大学の法科大学院

を卒業しましたので、今回大阪に来られて、非常にうれしく思っています。

大阪大学の法科大学院を卒業して、司法試験を受験する前後あたりから、少しずつ法分野の国際協力にも興味を持ちはじめました。その後、鹿児島で修習をして、地元が埼玉だったこともあり、最初は、埼玉、東京あたりで仕事をしました。

弁護士の仕事を始めて少し経ったころから、日弁連の国際交流委員会で活動しはじめました。そこではアジア各国の弁護士の本邦研修のアテンド、あとは国際会議の開催などに関わっていました。同じ法律のバックグラウンドを持ったアジアの弁護士と交流するのが非常に面白く、純粋にとっても興味深いと思い、どんどんその活動にのめり込んでいきました。そういったことをしているうちに、法整備支援への興味関心もどんどん強くなってきました。

そうしている中で、日本において委員会活動をしているだけでは、本などを読んで勉強するものの、法整備支援として実際に現地でどういうことが行われているのかよくわかっていないことに気が付きました。法律を作る支援と言いますが、では実際に日常的にどういう活動がされているのだろうか。人材育成をといっても、どうやって教えているのだろうか。私の想像力が足りなかったせいか、全然分からなかったわけです。そうすると、どうしても現地に行って現場を見てみたい、そして自分もそういった活動に関わりたいという気持ちが強くなりました。そうしていたところに、ご縁があって名古屋大学の日本法教育研究センターで働くことになりました。

ベトナムは日本の法整備支援の歴史が長いこともあり、現地に行けば法整備支援の成果、例えば日本が支援して作った法律が社会にどういう影響を与えているか、経済にどういう影響を与えているかが感じられるのではないかという期待もあったのでベトナムを希望し、希望どおりベトナムに行きました。

日本法教育研究センターについてお話ししたいことはいろいろありますが、時間もないので後で興味のある方はぜひ個別に質問していただきたいのですが、ベトナム人学生に日本語で日本の法律（民法と憲法）を教えていました。彼らは非常に熱心に勉強しまして、市販の小型の日本語の六法を参照しながら、私の民法の授業を聞くことができるほどに成長しました。4年生ぐらいになると、学生同士で、日本語で民法の議論ができるという状況になっていて、これはすごいと驚きました。私も非常に刺激を受けるとともに、ベトナム人の法学部の学生、法律家の卵と話をしていると、ベトナムの法律の専門家がどういうことを考えているのか、バックグラウンドや問題意識などがよく分かってきました。

2年ほどの任期を終える頃には、ベトナムでできたネットワークができ、ベトナム法の知識も得たので、何かこの経験を生かしたいと思いました。それから、やはり私自身弁護士ですので、ベトナムの法律に関して本で読んで学び、現地の大学に入って情報を得るだけでなく、自分が案件を担当して実務に携わりたいという気持ちもありました。時を同じくして、昨今、日系企業のベトナム進出が非常に大きな波となっていたこともあり、これに関連する業務に就きたいと思っていたところ、現在の事務所に所属することになりました。

この3月から、現在所属している渥美坂井法律事務所・外国法共同事業と協力関係にある Asia Pacific International Law Firm というベトナムのローカルの法律事務所に出向し、日系企業の現地での法人設立などのベトナム進出を支援する業務を行っています。



そして今、自分が法律を勉強したいと思った「バスケットボール」の原点に戻ってきているという感覚を持っています。何かチャンスが来たときに、法的な考え方や知識をもって形にしていくということが、自分のためだけではなく日系企業というクライアントのためという目的をもち、業務範囲は国内だけでなくベトナムも含み、日本の法律だけでなくベトナムの法律の知識、経験も生かして、「得点」にしていくというイメージを持っています。このような仕事を、ベトナム弁護士と一緒に協力しながらやっていくところにやりがいを感じています。

(中村) 先生方、ありがとうございます。皆さんには事前にアンケートを配布してあり、休憩時間に回収させていただきました。ここからは、皆さんに書いて頂いたアンケートの内容に沿って話を進めていきたいと思えます。

まずこれは全員に共通の質問ですが、「支援国での法整備支援に携わっていて、一番困難だったことは何か」というものです。少しざっくりした質問ですが、皆さんから一言ずつ手短かに、これまでの経験を踏まえて一番困難だったことについてお答えいただければと思います。いかがでしょうか。

(伊藤) 困難なことは山ほどあって、どれを一番に挙げるかは非常に難しいのですが、たくさんあるという前提で幾つかお話ししますと、いかに向こうに伝えるか、分かってもらうかが非常に難しい問題です。それにもいろいろな要素があって、そもそも言葉の問題、言語の問題もありますし、向こうのニーズとこちらの伝えたいことがなかなかかみ合わないとか、そういうことはよく起こることです。ですので、やはりお互い理解しないといけません。どうすれば向こうの考えていることをこちらが理解して、向こうに分かってもらえるように伝えられるか、そこをつなぐことが一番難しいところかと思えます。

それを克服するためには、まず一つは向こうのことをよく知らなければいけません。知らないから、そこでお互いうまく理解できないということがあるので、まずはやはり相手のことをよく理解しようと考えました。その一つとして、私はラオス語を理解しようと思いました。期間は限られているので、とてもマスターはできませんでしたが、彼らの考え方、特に法整備でやる以上は、ラオス語はどうなっているのか、ラオス語の言葉ではどうなっているのか、それを日本語に置き換えたならこうなっているけれども、それで本当にいいのか。お互いに考えていることは合っているのか。言葉はそうやって置き換えられるけれども、概念としては違うのではないか。定義としては違うのではないかというところがよくあるので、まず相手を理解するために、できる範囲でラオス語を理解しようと思いました。

ただ、必ずしもそういったやり方が一番いいというわけでも、そうしなければいけないわけでもありません。何年か現地に滞在する中で現地語をマスターすることは必ずしもできるとは限りませんし、それが唯一の方法でもありません。ただ、相手のことをきちんと理解できる何らかのツールややり方は当然必要になってくると思えます。自分が直接という形でもいいですし、間に入る通訳、あるいはスタッフさんを使ってでも構いませんが、とにかく相手をちゃんと理解できるような形にしないとダメです。そういう形で、いかに理解し合えるかが難しいところであり、そこが面白いところでもあったと思えます。

(松尾) 本当に伊藤さんがおっしゃるとおりで、いくつか重なると思います。先ほどの私の話の中でも、相手方の ownership を重視するという話がありました。それをどうやって実践するかというと、例えば法律の草案を起草するときには、もし状況が許すならば、支援側が叩き台を書くのではなく、相手国の司法省の方、裁判所の方、検察の方、大学の方など、カウンターパートといわれる相手方とにかく最初に叩き台を書いてもらい、それに対して、支援側でコメントを付ける。それに対して修正版が来たら、またそれにコメント、修正提案等を付けて提示する。そのボールのやりとりを何回もするのです。

そのときに、現地の歴史も慣習も反映しつつ、私たちが議論したことも反映していった、「いいな」と思えるものができて、「こういうケースはどうなのでしょう」と違うケースについてもコメントを付けます。それについて、恐らく誤解もあるのかもしれませんが、前にできていた部分までも変わってしまって、何か後戻りしてしまうかのような印象を受けることもあるかもしれません。コミュニケーションがうまく取れていないのです。つまり ownership が大事だということは重々承知なのですが、それをどうやって実現するのかという一種の間接的なやり方の難しさが、非常に時間もかかりますし、どう表現すればいいのかという問題もあります。

例えば一つの例として、民法のある箇所の規定について最初の叩き台をつくる時に、各国の例を挙げる際に、日本の民法ではこうなっていますということも紹介するのですが、それは紹介、説明の一部で、他国の民法の例も説明します。現在ある国の法律では、こういう問題については書いてある、こういう問題については書いてない。いくつかの案を具体例も用いて説明した後で、何らかの提案が出てきます。それに対してコメントや質問を返すということをしてきました。それを何度も繰り返しているわけですが、そのような非常に時間のかかるプロセスを一つひとつやっていくこと、それをやり遂げることはある意味ではなかなか困難というか、膨大な時間がかかることです。ただ、私自身はそういうことについて全然苦ではありません。そこに時間をかけることに全く抵抗はありません。ただ、周りから見ていると、あまりにも時間がかかっていて、「何年かかって何をやっているのだ」と思われていると思います。しかし、そこは本来的に非常に時間がかかるということです。

また、ownership の重視とともに、やはりプロセスを重視することの難しさが、結果をすぐに求めてはいけないとか、結果に至るためのプロセスがやはり大事なので、みんなが参加して納得するというのが大事だろうと思っています。例えば、取得時効と消滅時効はどう違うのかについても、得心のゆく説明は、やはりなかなか難しいのです。つまり取得時効と消滅時効という実体法上の権利を取得したり、それが消滅するという話なのですが、司法制度を整備したばかりの国では時効というと訴権時効、つまり裁判所に訴えることができる期間制限として制度化されています。これは、裁判制度の整備、当事者の証拠収集能力の向上、手続法から実体法の漸次的な分離・独立によって次第に変わってゆくものですが、当初は訴権時効としての期間制限ですので、実体法上の権利の得喪という話ではないときに、その時効をどう考えようか、そこはやはり裁判所の仕組みや権利に対する意識や権利概念がどのようなものとして捉えられているか、そういうところから

議論を始めて、「そういう制度的な変化があるのですか」という理解に至るまでに1年以上かかるということもあります。ですから、そのプロセスを重視することがやはり大切だと思います。

これは入江さんが先ほどおっしゃっていたことですが、やはり人材養成やその国らしい法律制度をつくることはものすごく大事だと私も思っていて、それはそう簡単にできないということは十分覚悟しておかなければいけません。これは困難というよりは、非常に時間がかかるプロセスだけれども、そういうこともごく普通にあるということを伊藤さんのお話の続きとして補足したいと思います。

それから伊藤さんも言われた言葉の壁に関連してですが、例えば、権利能力、意思能力、行為能力といったような概念の区別は、当然には存在しないのが一般的です。それから、無効と取消しと解除の区別も、所与ではないわけです。そういうときに、これらの概念・制度の違いをどう説明すべきかという問題に直面します。そうした区別が必要なものかどうかについても、納得が得られないとやはり意味がないので、それについて十分議論を尽くすことが求められます。そして、それに該当する言葉がないときに、新たに言葉をつくるのですが、つくっても意味が分からないと困りますので、それらの区別がどのように役立つのかということをみんなで議論するプロセスがあるということを補足したいと思います。以上です。

(入江) 今、伊藤検事と松尾先生に、ownership や言葉の壁といった観点からご説明いただきましたので、少し違った切り口から、他のドナーとの関係の調整という点でお話しさせていただければと思います。

カンボジアの例を挙げると、JICA で民法の起草をしていたときに、同時並行的にアジア開発銀行 (ADB) から担保取引法の支援を受けていて、もちろん JICA は ownership を尊重してカンボジアに合う法律を時間をかけて作っている。他方で ADB からはいち早く投資環境を整備したいという要請がある。JICA に比べれば対話や協議の量も全く違うと思うのですが、その中でお互いの民法と担保取引法の整合性をどう取るかというところは、やはり議論しなければいけない問題としてありました。そういう議論と協議をする手間を省略して整備をしてしまう結果として、不整合な法体系、そして不整合な法制が整備されてしまうといったケースがあります。

私が昨日まで行っていたラオスですと、ラオスに司法研修所をつくり、大学・実務教育全体として法曹養成・法律教育プロセスを改善していきましょうというプロジェクトがあります。この分野のドナーとして、UNDP とフランスが手を挙げています。われわれ JICA のプロジェクトの内容は UNDP とフランスと重なるところがあり、お互いにどうやって進めていくかを協議しながらやっています。UNDP は柔軟にラオスにとって一番良い結果をもたらすようにと調整いただいているのですが、フランスの方と話をすると、比較的柔軟性がないというか、私たちはこういうふうに進めるからということで、なかなか調整がうまくいかないことがあります。そこは時間をかけて話しながら、ラオスのためにという視点で、妥協点を見つけていく作業をしなければいけないと思っています。

つまり、各ドナーにおいてもいろいろな利害があって、JICA のように対象国のためにやるというところを強く押し出しているところもあれば、そうでもないところもたくさんあって、その中でどう調整して成果を挙げるかは、やはり難しい問題なのではないかと思います。

(上東) 法整備支援にはいろいろな関係者がいると思うのですが、そういったいろいろな人との関わりの中で調整していく困難もあったので、その点について少しお話しさせていただきたいと思います。

具体的に言うと、1番目が日本法センターで教えていた学生で、2番目は、カウンターパートとして現地のハノイ法科大学、3番目は日本人です。同じ日本人ではあるものの、バックグラウンドが違う日本語教育の先生と一緒に仕事をしたわけです。そういったいろいろな関係者と一緒に活動していくことには、難しい面がありました。

まず、ベトナム人学生については、法律に対する考え方が違います。例えば、「この条文について解釈はどうなっていますか。判例はどうですか。」と言っても、ベトナムでは裁判の判決は原則公開されておらず、判例というものに対する考え方がそもそも違います。そういったなかで、「日本では判例というものがありまして」ということを解説していくのですが、非常に難しいこともありました。他にも民法で言えば、ベトナムでは表見代理の条文が現行民法にはありませんので、日本の表見法理について、当地には無い概念を解説していくのは、難しい面もありました。

次にカウンターパートとの関係では、名古屋大学と現地の大学との信頼関係が非常に強固になっており、私はその枠組みに入っただけでしたので、その関係の中で話をすれば大抵のことは理解していただけるのですが、やはり現地の大学としてはこういった形で大学運営をしたいという方針があります。些細なことですが、時間割を調整しようとする、この時間は必修科目を入れているから、日本法センターの授業は入れられないとか、教室の調整ができないとか、そう言われてしまうところを何とか理解して協力していただきました。支援という上からのような印象を与えるかもしれませんが、実際にはやりとりをしながらまい具合に調整し、ご理解を頂きながら活動するという面があったと思います。

最後に、一緒に働く日本人でバックグラウンドが違う日本語教育の先生が職場にいたのですが、今日セミナーに来られている方は法学部の方や法律を専門にされている方だと思うのでお分かりだと思いますが、一般的な日本語と法律で使う日本語はかなり違う部分もあります。判例や条文の言い回しは、一般的な日本語教育からは外れている部分もあります。そういう場合に、どう教えるかというところを調整します。また、個人的な感想ですが、そもそも日本語教育と日本の法学教育の考え方がだいぶ違うと思っています。日本語教育だと、基本的には文法的に正しいという答えがあって、学生から聞かれたら、それを教えて、覚えてもらいます。分からないことがあったら、手とり足とり一つ一つ教えてあげるところがあり、かなり手厚いところがありますが、そうでないと学生は道に迷ってしまうと思いますので、それはそれでいいと思います。ただ、法学教育というのはそれとは違い、答えが何かを教えて「これを覚えてください」というような形ではないので、教え方のスタンスも非常に違うと思います。そこを、「どちらの教え方が正しい」、「どちらが良い(悪い)」ではなく、うまく調整をしながら、お互いの良いところを生かし合ってやっていくというのは、教育現場としても非常にチャレンジングな試みがなされていたのではないかと個人的には感じています。

いろいろな困難があり、それはやっているときは大変ですが、乗り越えたときや、取り組んでいるときに非常に興味深いことに出会ったりしたときにはやりがいがあります。また、様々な関係者がいれば信頼関係が重要になってくると思うのですが、そういうものを築けたと感じられたときには、何物にも代えがたい達成感が

ありました。

(中村) ありがとうございます。次に、法整備支援の困難さに関連して、細かい質問が幾つか来ているのでお願いしたいと思います。時間がないので手短にお願いします。

まず上東先生に対する質問として、「ベトナム司法省駐在体験記の中で、武藤先生が法律の制定日と施行日の長さが15日ほど短いと指摘されていました。それに関連して、各国の条例の制定日から施行日まで、国民や法人に対しどのようにそれらを周知して、短過ぎる周知期間を改善されたのですか」とのことです。

(上東) 15日というのがスタンダードなのかお答えするのが難しいのですが、例えば2014年に立法された新しい企業法や投資法については、内容はもう既に知ることができますが、施行日は2015年7月1日です。そういうところからすると、武藤先生が専門家としていらっしゃったころとはまただいぶ状況が変わってきているのかなとも思いますが、あとは法令によってケース・バイ・ケースということもあるのではと思います。

(中村) 次に松尾先生に対する質問が来ています。「ODA予算に占める民主化、ガバナンス支援の比率について書かれている国が、税金が高くて福祉の充実している国ばかりだったのですが、それは何か関係があるのでしょうか」とのことです。

(松尾) そこは十分に研究の余地があると思います。税金の高さや福祉の充実とガバナンス支援との直接の因果関係はまだよく分かりませんが、少なくとも言えるのは、北欧諸国が外国への法整備支援をガバナンスの一環として捉えているということです。しかも、これらの国は、例えば食糧自給率やエネルギー自給率でみると高くないわけです。どこかで紛争が起こると、生活に関わるような影響を受けやすいことから、外国との円滑な取引や各国の政治的な安定を図り、国際紛争を回避することが死活問題として認識されています。ここは危機意識が全然違うと思います。ちなみに、フランスなどは食料自給率も相当高いですし、イギリスなども高いです。エネルギーも、全部ではないですが、相当自国で賄っていけるというところと、およそ自国の中では難しいというところとでは、後者の方がODA予算に占めるガバナンス支援の比率の高さに結び付いているのではないかという気がします。これらの国では概して、自国の存立が国際平和に大きく依存しており、自国のガバナンスとグローバル・ガバナンスは不可分一体のものと認識されているように思います。

日本の場合は条件としては明らかに北欧タイプ、あるいはそれ以上に国家の存立が国際社会の平和と安定に深く依存していますので、法整備支援をガバナンスの観点からもっと真剣に考えてもいいのではないかと思います。これは私の持論になってしまいますが、法整備支援は国家の安全保障の問題として捉えられるべきものです。安全保障というと、すぐ軍事力のことを思い出しますが、9・11事件(2001年9月11日)後に限ってみても、アフガニスタン、イラク、リビア、シリアをみてもわかりますように、軍事力の行使が国際平和と安定に通じるかは、大いに疑問です。このことにも鑑みて、国際安全保障の手法として法整備支援は大きな可能性をもっています。法整備支援の国際的ネットワークと結びついて初めて、抑止力としての軍事力も

存在意義を増すでしょう。それをまさに実践しているのが北欧諸国で、そこは日本にとっても非常に大きな示唆になる部分だと思います。北欧諸国の中でも事情は異なり、そのガバナンスと法整備支援との関係についてはまだ研究の余地があると思いますが、私はこのような印象をもっています。

(中村) ありがとうございます。今度は特定の方を指名しての質問ではありません。「自分は名誉殺人に興味があり、法整備を通じて被害者を減らしていきたいと考えています。現在日本ではそのような先進国から蛮行とされるような現地の風習に対する法整備支援を行っていますか。もし行っていれば、どこで行っていますか。また、その際にも現地の人々の意向が最終的に尊重されるのでしょうか。日本においてさえ、法律が制定されても、それが守られていないと思うのですが、現地の人々はどのようにして整備した法律を浸透させているのですか」とのことです。これはどちらかというところ、文化相対主義に関わるような質問かと思います。代表して松尾先生から答えていただいてもよろしいですか。

(松尾) 本当に大切な問題で、むしろこれこそ最も困難な問題ですね。ありがとうございます。国際スタンダードといわれるものからみて、人権侵害とされる制度についてどういうスタンスを取るかという問題だと思います。

私の限られた経験の中でもいくつかそれに関連する問題があります。例えば、ネパールの民法における婚姻の要件です。届出婚だけでなく、届出がなくとも、儀式をすれば正式な婚姻になるとしています。そうせざるを得ないのです。つまり届出婚といっても、全国で同じように窓口が整備され、同じ様式が整っていて、届け出ればすぐに登録が完了し、ただちに証明書が発行される状態になっているかというところ、必ずしもそうではなくて、非常に手間の掛かる、届け出ても登録の完了までに半年かかる場合もあるとされています。その分だけ伝統的制度が生きており、むしろ儀式が大事だという意識を、法制度が凌駕するに至っていないところがあります。

しかし、儀式で婚姻が成立するということになると、当然、重婚が出てくるわけで、実際には重婚もあるようで、多くの場合が一夫多妻です。重婚をすると、一応それは刑事的にも違法で、刑事罰に服するのです。罰金が払えなくて収監されても、結局、1日くらいという形で金額が決められていて、それで計算をして完済されると釈放される。その後は以前の状態が続くわけです。これは重婚を追認している制度ではないかという批判も出てきます。しかし、重婚状態を直ちに打ち消すことは、多くの場合妻としての扶養請求権を失ってしまう女性が非常に増えてしまうという問題を生じさせます。この点にも鑑みて、現状を観察しながら、制度を少しずつ変えていかなければならないという対応をするほかないと、われわれは考えています。ですから、儀式も一つの婚姻方式として認めるということが、現行法のみならず、民法典草案でも現在まだ残ったままです。同様の観点から、男女間の婚姻適齢の相違についても、民法典草案は現行法を承継しています。

民法典草案に対して、他ドナーにコメントを求めたところ、UNDPや北欧のドナーは、男女平等に反する点にはきわめて敏感で、重大な欠陥があるとして厳しい批判を受けました。そもそも夫と妻 (husband and wife) という言葉遣いからしておかしい、それはジェンダーの平等に反するから、パートナーまたはパーソンにすべ

きであるというコメントもありました。

しかし、これらの問題は各国の歴史や発展の仕方や現状をよく観察して、現実の状況変化の方向性をやや一歩リードするような制度改革を図ることが必要です。法整備支援はけっして動きが止まった社会の永久法をつくるものではなく、社会の変容やその方向性に照らしてやや一歩先取りする制度変化を促すようなダイナミックなものとして捉える必要があります。したがって、未来永劫現状でいいと言っているわけではなく、将来の制度改革の方向性を議論しつつ、今の段階としてせいぜいどこまでできるかという観点から、議論したり、コメントしたりしています。

もう一つは、これもネパールの例なのですが、犯罪者の不処罰（impunity）という問題があります。これもまさに人権擁護の観点からは放置できない問題ですが、解決が非常に困難な問題です。政府も決して放置してよいと考えているわけではないのですが、政府に対する市民の関係という観点から、根深い問題です。この問題に対処するために裁判所の執行能力を強化すればよいか、執行力と警察力との連携を充実させれば改善されるかという、私はもっと根が深い問題なのではないかと考えています。おそらく国家と国民の関係、とりわけ、政府が市民をどういうものとして認めているか、という国家と市民の関係の長い歴史に遡るように思います。不処罰が問題になっている国では、住所制度や住民登録の制度が存在しない国が多いように思いますが、そもそも国家が市民を一つの人格として認めているという制度をしっかりと根づかせることが、巡り巡って不処罰の問題にも通じていくのではないかと考えています。ですから、すぐには解決できない問題に対しても、間接的なインフラ整備から地道にやっていくしかないと思っています。そうして徐々に国際標準といわれるものに近づいてゆくのではないのでしょうか。

（中村） 今度はキャリアに関する質問で、伊藤先生、入江先生、上東先生宛てです。「実務家として法整備支援に携わるためのキャリア形成の方法について、具体的には法科大学院修了後の就職活動について、外資系を狙うのか、総合法律事務所を狙うのか、それとも法律事務所以外に目を向けるべきか。それから、実務家になって何年ぐらい日本で実務経験を積むべきか。法整備支援活動中の生活について、特に経済面について」です。これらについての考えをお聞かせ願えますでしょうかと、非常に具体的な質問が来ていますので、可能な範囲で助言を頂けますでしょうか。

（入江） ご自身が今一番興味ある分野に進んでいただくのが一番いいと思います。外資系か国内の事務所かという点では、外資系の事務所で扱うのはアメリカやイギリスの法律が多いと思うので、必ずしも法整備支援のニーズに合うとは思わないですが、ただ、英語を使う場面はあるので、そこはご自身でやっていただくのがいいのかなと思います。

私も全く法整備支援に関わらない通常の弁護士で働いてきたわけですが、そこでの経験は法整備支援の分野でも十分生かせると思いますし、まずは実務家として興味がある分野をしっかりと学んでいくということの方が大事なのではないかと思っています。

(上東) 非常に重要な質問をありがとうございます。私も日弁連の国際交流委員会で活動する中で、弁護士だけでなくこれから修習に行くというような方々とも話をしましたが、みなさんキャリアについては同じような悩みを抱えています。興味はあるのですが、なかなか現地に1年、2年行くのは難しいとか、悩むことが非常に多いのです。これだという答えがないのですが、幾つか私の感じていることを述べさせていただきます。

まず、法整備支援の関わり方についても、今、必ずしも現地に行かなければいけないというわけではないと思います。例えば、弁護士だったら日本で弁護士をしながら、委員会活動として関わりを持っていくというのも非常に重要な活動ですし、本当にやりがいがあります。私も実際にやっていましたし、本当に強くそう感じています。

他方、実際に海外に行きたいとなった場合に、やはり外資系や大手渉外の法律事務所の方がいいのではないかと考える方もいらっしゃると思いますし、実際にそういった形で海外、東南アジアに赴任されている先生もいらっしゃいます。大手法律事務所に入った後、ベトナムに行って弁護士業務をされ、その後にJICAの専門家になったという方もいらっしゃいます。私は国際協力を先にやってから、向こうで弁護士業をするという形でしたが、この順序やタイミングについても、いろいろな形があります。

私自身は、最初は国内のいわゆる一般民事を中心に扱うような小規模な法律事務所で仕事を開始しました。ではそれが国際協力や法整備支援に役に立たないかという点、そんなことはなく、私の例では日本法センターで教えている学生の興味に従って、全ての法律分野について質問を受けるということになります。例えば、労働分野を勉強したいと言われれば労働法の話をしなければいけないし、知的財産法に興味がある学生が論文を書きたいと言ったら知的財産法も教える。このように全ての法分野をカバーしてほしいという需要もありましたので、そういう意味では刑事事件、家事事件なども担当した経験が起きた場面もありました。中には日本の「知的財産法」の専門家として赴任される方もいると思いますが、「日本法」の専門家として日本法について広く教えてほしいと期待されることもありますので、本当に様々な経験が後々生きてくると思います。ですから無駄なことは何もないと思います。渉外、大手、外資系などの事務所でなくても、日本での弁護士経験が非常に生きてくる場面があるということは、この法整備支援の魅力でもあると思います。

あとは経済面のご質問もあったかと思いますが、それはケース・バイ・ケースで立場によって差があります。実際には生活レベルにも影響し非常に重要にはなってくるので、度外視してとは言いませんが、もし条件が良くなくてもそれを乗り越えて、やはりそれでもやりたいという強い気持ちがあった方が、実際に現地に行っても充実した気持ちで過ごせるのではと思います。家族や年齢などの状況によって変わってきますが、皆さん同じように悩みを抱えているというのはぜひ知っていただきたいです。その中で皆さん、自分のキャリア形成について見つめ直しているという状況だと思います。

(伊藤) 主には弁護士の立場でのご質問かなと思うので、あまり役には立たないかもしれませんが、裁判官、検事になってからというルートもあります。ただ、その場合には、本職は裁判官や検事ですので、そちらの仕事もやるという前提になって、国際協力がメインだと、本末転倒になってしまうかもしれません。

いろいろ職種によるとは思いますが、弁護士と裁判官は割と早いというか、法整備支援の関係では5年ぐらい



の実務経験で海外に出られる方が結構いるかなと思いますが、そういう意味では、検事の場合、今のところ10年前後が比較的多いです。ただ、いずれにしても、法曹として出る上では、国内での実務経験が海外で生きてくるので、必ずしも焦らずに国内で法曹としての仕事を経験するというのも、後々、大変役に立ってくるかなと思います。

(中村) ありがとうございます。これは最後の質問ですが、パネリストではなく実は名古屋大学に対する質問として来ているので、小畑先生にお答えいただければと思います。「まず名古屋大学法政国際協力研究センターで、英語で授業は教えていますか。同センターではアジア法の歴史について、あまり教えていないような印象を受けますがどうですか。それから、アジアの法学教育研究の拠点として、名古屋大学が進んで熱心に取り組まれています、日本国内で拠点を増やす(名大と連携する・しない、両方のパターンで)のはいかがですか」とのことです。

(小畑) 英語での授業は、CALEではなく、法学部・法学研究科で行っています。法学研究科の修士課程に入学しますと、普通の講義もありますが、従来型の大学院に近くて、結局チュートリアルが主になります。チュートリアルというのは、論文を書くために、一週間に1回、少なくとも二週間に1回ぐらいは、指導教員が英語で繰り返し論文指導を行うものです。名古屋大学では、リーディング大学院というプログラムで、若干名ですが、日本人に対しても英語で学ぶプログラムを実施しています。

それから、CALEでアジア法の歴史についてあまり教えていないような印象を受けていらっしゃると思いますが、法学部・法学研究科について言えば、これは確かにそのとおりです。これは日本の大学の法学部全般について言えることです。名古屋大学の法学部・法学研究科では、科目としてはアジア法に関する講義を開講していますが、体系的に教えるということがかなり減っているのは事実です。一つは、アジア法研究者の再生産が必ずしもうまくいっていないという実情があり、ここを我々としては強化しなければならないと思っています。その意味では、先ほどご説明した「教育と研究の循環」を活性化させて、研究者もその中で育っていく、日本人だけではなく、アジアの人たちを含めた研究者を育てていくことを真剣に考えなければいけません。そうでないと、アジア法の歴史の教育が大学で十分できなくなってしまう。

最後に、名古屋大学だけではなく、様々なところと連携してやっていく必要があると思っています。この連携企画のような機会もそうですし、それ以外でも、様々な形で国内の大学とのネットワークを築いていきたいと私自身としては思っています。なかなか進んでいないのが現状ですが、それは常々考えています。

(中村) ありがとうございます。今の名大に関する質問、二つ目の質問で、日本国内で連携する拠点を増やしていくのかという質問にうまく答えられるかどうか分からないのですが、補足しておきます。そもそもこの連携企画というのがまさにそういった機会、どの大学にもアジア法や法整備支援に興味を持っている人がいるのですが、体系的にアジア法や法整備支援について勉強する機会が用意されているわけではないので、それであれば大学に限定せずにオープンに、どの大学の学生さんであっても参加できるような機会をつくりまし

ようということで、この連携企画が始まったのです。それでこのキックオフセミナーをやって、サマースクールをやって、秋のシンポジウムで問題意識を共有しましょうという形でやっているの、引き続き大学問わず、どなたでも参加できる機会ですので、この後続くサマースクールやシンポジウムに参加していただければと思います。

(中村) 本当はもう時間が来てしまったのですが、せっかくこのように関係者が集まる場ですので、若干延長して、フロアの皆さんから最後に質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。皆さんの方から何かご質問等あれば、先生方にお答えいただきます。何かございましたら手を挙げてお願いします。

(Q1) 今日はいいセミナーありがとうございます。先ほど名古屋大学やアジアの法学についての質問をした者です。(自己紹介略)先ほどの質問の補足でよろしいでしょうか。名古屋以外の拠点を置くとしたら、どこがよろしいでしょうか。

(中村) それは名古屋以外、名古屋大学がどこかに拠点を置くということですか。

(Q1) いえ、関東とか関西とか、そういうところからの視点です。

(中村) つまり、アジア法や法整備支援研究の教育のための拠点として、名古屋以外の関東や関西の方に置いてほしいということですか。

(小畑) 慶應大学、早稲田大学は、こういう場でも協力している拠点の一つだと思っています。関西では神戸大学が一つの拠点だと思います。関西大学にはたくさんアジア法関係の研究者がおられて、そこが一つの拠点になり得るところだと思っています。ただ、私としてはできるだけ大学の枠を超えて、ネットワークとして研究教育活動を進めていかなければいけないと思っています。私の目が行き届かないところで、あちこちでアジア法をやっておられる方がたくさんおられると思いますので、ぜひそういう人とネットワークで結び付いて、一緒に協力できたらと思っています。

(中村) ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。ご質問ございましたら。

(Q2) 本日は非常に貴重なお話をありがとうございます。(自己紹介略)小畑先生にばかりお伺いして申し訳ないのですが、海外で日本語で日本の法律を教えている方がたくさんいらっしゃると思いますが、その方は日本語をある意味軸としてアジアのそれぞれの研究、教育を行っていくということだと思っております。そうなると、向こうの方が日本語で学んでくださるだけでなく、日本にいる私たちが向こうの言葉で向こうの法律を学んで相互の関係を築いていくことが今後必要になってくると思います。そのときに、どうして日本語な

のかと疑問に思いまして、最近、アジアのインフラ銀行が中国に持っていかれたという印象もあるのですが、日本がそこで先頭に立ってやろうということの意味、今後日本がどれだけ世界に影響力を持っていく国であり続けられるかということも念頭に、どう思っているのか、先生方のご意見を伺いたいと思います。

(小畑) 中国も大変優れた知的伝統を持っている国だと思っています。けれども、恐らく皆さんそうだと思いますが、私たちは日常的には日本語で議論し、日本語で考え、日本語で表現します。最近は英語でもやれと言って、やっているわけですが。基本的には日本語で考えたものを英語でどういうふうに表現するかで悩んでいます。私たちが持っている財産をどういうふうに伝えるかということで考えると、日本語で伝えるというのがまずやはり第一に考えることだと思っています。客観的に日本語がどれぐらい今後役割を果たしていくかは、ご指摘のとおり問題はあると思うのですが、逆に言うと、日本がアジア諸国に貢献できるものとして、日本語で蓄積された高い社会科学・人文科学の伝統をどういうふうに伝えていくかが、われわれとしては貢献し得る一つの方法だと思っています。

今までは英語を通じて貢献するということができなかったから、それでやってきたのですが、もし日本語がある程度普及できれば、日本語を通じて普及できることになるだろうと思います。それはつまり日本語と現地語をダイレクトに結んで議論をしたいということです。英語を介すると、間にスクリーンみたいなものが挟まるというので、ダイレクトにやりたいということです。そうするとご指摘のようにわれわれも現地語を学ばなければいけないということになるだろうと思います。そういうプロセスを通じて、われわれとしてはもう一段高い協力に進めるのではないかと考えています。

もちろん英語は大事ですが、ヨーロッパの経験でも、英語が共通語になっているのですが、それだけでは進まないということで、EUなどは全ての公用語でできるように、学生には二つぐらいの外国語を学べという形で奨励しているわけです。そういうことをわれわれとしても奨励して行って、例えばリーディング大学院というプログラムがあり、文字通り英語で授業をするのですが、一つぐらいはアジア言語を学べということを要求していて、こういう形で対話が進むということを期待しています。

(中村) ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。お願いします。

(Q3) (自己紹介略) 伊藤先生と塚部先生にご質問です。法務総合研究所に配属された後、どのようなプロセスで長期海外派遣委員が選ばれるのかを詳しくお聞かせいただきたいと思います。

(伊藤) 後で塚部さんにフォローしていただくとして、私のはっきりなぜ自分がそういうプロセスを持ったのかよく分からないのですが、そのときには、基本的には国際協力部に教官として行けば、海外に JICA の長期専門家として行く人がほとんどでした。ただ、交代のタイミングがあるので、どの国になるのかは必ずしも選べるわけではなく、私のときには行って大体 1 年後に海外に赴任する。今はちょっと 2 年ぐらい ICD にいてから派遣されるという人が多くなっていると思います。私のときは行って 1 年間、国内業務をした後に派遣され、

そのタイミングで専門家の交代の時期があれば、そこに入るという形でした。大体 ICD で派遣された長期専門家は2年の任期で海外に行って帰ってくる。ただ、私の場合は、2年間のときに、もう1年延長という手続きがありました。ラオスでのプロジェクトの業務が増えたので1年間延長して、そのときにはICDからの教官は2名体制、弁護士1名という体制になって、私が帰ってくるタイミングでICDから1人、弁護士2人というふうになりました。

ただ、ICDの中では、人事異動として行って、行った時点である程度、1年、2年たった時点で行くかなというのはありますが、正式に決まるのはもっと後ですし、最終的に決まるのはやはりJICAからの委嘱を受けるので、JICAの方での手続きを経て、最終的に派遣が決定されますが、それは本当に直前にならないと最終的には決定されないということになっています。

(中村) 塚部先生、よろしいですか。

(塚部) 大体、今、伊藤検事が説明してくださったとおりなのですが、実は私は伊藤検事とも同期なのです。伊藤検事は異動で希望していないのに行かれたということですが、そのときとはだいぶ変わってしまっていて、今は現場の検事でICDに行きたいという検事が非常に多いです。私も何年も前から希望していて、ようやく昨年10月に異動ができました。そういうふうにICDに行くこと自体、非常に難しい状況になっています。どうやって選ばれているのか、私も定かではないのですが、希望をどうやって表明するかというと、毎年自分の行きたい地域はどこかということと、現場以外の仕事としてどこを希望するかという希望調査があります。そこに国際協力部に行きたいと表明するのがまず初めです。晴れてICD教官になっても、今、伊藤検事が話したとおり、まず現地の空きがあるかもまた巡り合わせですし、ICD教官の数も前に比べたら増えています。片や長期専門家として行ける国はそんなに増えていないので、必然的に待つ時間は長くなり、待っていても行けない可能性もあるというのが現状です。

(中村) ありがとうございます。最後にパネリストの皆さまから、法整備支援に関心を持つ学生、市民の皆さんへ、励ましの言葉や助言を1人ずつお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

(伊藤) もう既に皆さん関心をお持ちだと思いますが、本当に楽しい世界だなと思います。現地に行ったら、確かに大変なこともあります。成果がすぐ目に見える形で出てこず、忍耐も必要ですが、やはり向こうの人と仕事をするのは本当に楽しいことですし、唯一の正解や解答があるわけではないので、それを模索しながら自分で自由にやれる、非常にやりがいのあることだと思います。ぜひ関心を持ち続けていただければと思います。

(松尾) 今日は本当にありがとうございました。ポイントを突いた、良い質問とコメントも頂きまして、とても勉強になりましたし、刺激を受けました。私からのメッセージは、既に最初の話でも触れましたように、法整備支援への何らかのコミットメントをぜひ考えていただきたいです。その際には、参加者としてのコミッ

トメントと客観的な評価者、批判者としてのコミットメント、両方の立場が必要で、それが自他ともに有用だ  
と思います。法整備支援というものをあまり大上段に構える必要はなく、法整備支援への実際の関わり方はき  
わめて多様です。法整備支援の大切さについての意識をぜひ広げていただきたいと思います。それは本当に日  
本にとっては、とても重要で、かつ深刻な問題です。まず、いかに国際社会が平和であるかが、われわれにと  
っては本当に喫緊の重要課題だという認識を、私たち皆で共有したいと思います。よろしくお願いします。

(入江) 本日はありがとうございました。法律家、法曹になった後、自分のキャリアをどう描くかというの  
はすごく難しいと思うのですが、実務家として目の前にある案件を一つ一つ全力で取り組むことが、結局、法  
整備支援で活躍することの役に立つと、私は実感しています。また、法整備支援分野での活躍の機会は今後増  
えていくと思いますが、いろいろな関わり方が可能ですので、自分のキャリアや生活と合う関わり方でタイミ  
ングを見ながら関わっていただければと思います。法整備支援に関して学ぶ機会は前にも増してたくさ  
んありますので、積極的に学んでいただいて、いろいろ考えてやっていただければと思います。ありが  
とございました。

(上東) 私も先生方と同じ考えを持っています。やはりいろいろな関わり方があると思うのです。もちろん  
現地に行って、現地で一緒に活動できるという方がいらっしゃれば、本当に私もうれしいです。ただ、現地に  
いると日本で協力してくれる人がどれだけありがたいかを非常に強く感じる場合があります。日本にいな  
がら弁護士会の委員会活動をされるなど、いろいろな形で関わり方があると思いますが、関心を持ち続けていた  
だけの方がいるということが、現地に行っている専門家の励みにもなっていることがあると思います。

関わり方も、日本国内にいても本当にいろいろで、例えば、私が教えていたベトナム人学生が日本に留学や  
研修で行くとなった場合には、温かく迎えてくださる地域の方や、留学生と交流してくれる日本人学生がいる  
という話を聞くと、留学生にとっても非常にいい経験になると思いますし、私たちも非常に安心できました。  
ですので、ぜひ今後とも関心を持ち続けていただいて、どんな形でも、できることから楽しんで関わって  
いただければと思います。私自身も、何らかの形で法分野の国際協力に関わり続けていきたいなと思っています。

(中村) パネリストの先生方、ありがとうございました。

## 閉会挨拶

### 公益財団法人国際民商事法センター 事務局長 北野 貴晶

会場の皆さま、松尾先生をはじめ講師の皆さま、JICA の関係者、事務局を含めた名古屋大学の皆さま、長い間  
どうもお疲れさまでした。

私は法学部出身で、先ほど司会の方からご紹介がありましたが、1977年に卒業して民間企業に入り、2011年  
に来るまで、全く法曹の世界を知りませんでした。ここに来て、法律がいかに興味深いことかを、感じていま

す。こういうことを大学のときに知っていたら、私も法律の道に行っていたのではないかという思いです。

ここ3年間、このキックオフセミナーに参加させていただいていますが、毎回内容がどんどん深化していて、深掘りされていて、私自身もその都度勉強しています。

先ほど、言葉の話が出ましたが、これに関連して、財団が JICA の法整備支援をお手伝いしている中の一つに、翻訳の手配があります。研修で海外から研修員の方が来られた際に、日本の講師の先生が、講義の資料を日本語で作成されるのですが、現地語への翻訳については、財団が翻訳業者なり、研修でお手伝いいただく通訳の方をお願いしています。

いつも気になるのは、この訳はちゃんとできているのかということです。それなりの専門家が、翻訳をしているのですが、その言葉自体の解釈で、研修中に苦勞されているのではないかと気にしています。

言葉について、面白い記事がありました。英語で “I love you.”、韓国語だと「サランナムニダ」、フランス語だと “Je t'aime.”、これらは全部「私はあなたを愛する」という行為を表す文章です。でも、日本だけは「愛している」という状態を示しています。つまり、世界中の恋人たちは毎日愛を伝え合っているのに、日本人は気持ちが変わったときだけ伝えればいいという文法構造なのです。これは言葉の難しさのいい例かと思います。

それから言葉だけでなく、法整備支援には、先ほど松尾先生も繰り返されましたが、歴史や社会の制度、改正、慣習、文化、地理的なことも入ってくるかもしれません。そういうものすごく大きな、非常に広範囲な事業ということで、法整備支援の成果を出すというのは、それこそ一大プロジェクトだと思います。それから、素人が生意気なことを言いますが、法整備支援を考えるということは、逆に日本の法律が今どうなっているか、本当にこれでいいのか、そういう考えの気付きになるのではないかと私は思います。

せっかく今日来ていただいて、皆さん、大いに知的好奇心を刺激されているので、引続きぜひ8月のサマースクールと11月のシンポジウムにも参加されて、より理解を深めていただきたいと思います。そのために財団としては最大限のご協力をさせていただきます。ではまた会いましょう。どうも今日はありがとうございました。

(内山) 北野局長、どうもありがとうございました。それでは、これで今日のキックオフセミナーを終わりたいと思います。皆さん、ぜひまた8月にお会いしましょう。ありがとうございました。

以上

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野